

**岐阜県水道事業の広域連携に関する  
検討状況報告**

**平成31年3月**

**岐阜県水道事業広域連携研究会**

# 目次

---

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	.....	2
<b>2</b>	<b>水道事業をめぐる現状と課題</b>		
2-1	県内水道事業の現状	.....	3
2-2	県内水道事業の課題	.....	12
2-3	国の動き	.....	15
<b>3</b>	<b>検討状況</b>		
3-1	岐阜県水道事業広域連携研究会	.....	18
3-2	共通課題の検討状況	.....	24
3-3	地域別連携テーマの検討状況	.....	31
<b>4</b>	<b>今後の進め方</b>		
4-1	水道法改正と新たな広域化検討の動き	.....	37
4-2	広域化に向けた取組みの継続	.....	39
4-3	今後の課題と対応方針	.....	42
<b>5</b>	<b>参考資料</b>		
5-1	水道事業の広域連携に関する国通知	.....	44
5-2	岐阜県内の広域連携体制	.....	57
5-3	将来予測シミュレーションの手法・結果詳細	.....	62
5-4	各種経営指標	.....	76

---

別冊：水道事業に係るアンケート調査結果

---

## 1 はじめに

水道は県民の生活や社会活動を支える最も重要なライフラインです。水道事業者は住民に対し「清浄にして豊富低廉な水」を供給するという重要な使命があり、当県の水道普及率は95.6%（平成29年3月末現在）まで向上しています。

しかし、人口減少社会の到来により、給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少が見込まれる一方で、昭和40年代から50年代に多く整備された水道施設の更新需要の増大、水道施設の強靱化など施設整備に係る経費の増大も見込まれ、水道事業の経営環境は非常に厳しいものとなっています。

国では、それぞれの水道事業者が自らの施設状況や経営状況について確実に把握できるよう、アセットマネジメントの実施や経営戦略の策定を求め、その中で施設の更新計画の策定や料金改定など、今後水道事業を持続していくために必要な取組みを進めるよう求めています。

水道事業を継続出来るよう事業の運営基盤を強化する手法の一つとして、広域化（広域連携）が示されています。すべての課題が広域化によって解決するわけではありませんが、水道事業者間での水道施設の統廃合により効率的な施設配置が出来る場合などでは、老朽化施設の更新とあわせて施設整備を行うことによって、より効率的な水道施設整備が可能となります。また、近隣水道事業者との間で緊急時連絡管等を整備することにより、災害時等に水道水を融通してもらえる場合も想定されるので、広域化について検討することは必要なことです。

このように、水道事業を継続していくために出来ることを単独で考えるだけではなく、周辺市町村との意見交換の中で見いだしていくことが必要です。

## 2 水道事業をめぐる現状と課題

### 2-1 県内水道事業の現状

#### 2-1-1 概況

本県では、「岐阜県水道整備基本構想」（平成 18 年 3 月）に基づき、安定した水源を確保し安全な水道水を効率的に供給することを目的に、県営水道用水供給事業、上水道事業 38 市町、簡易水道 12 市町村（一部事務組合を含む）が事業運営を行っている。

近年においては、簡易水道事業の地方公営企業法の適用化や経営の効率化のため、同一市町村内の簡易水道事業が水道事業に統合されることにより、事業数は減少傾向にある。

#### 【岐阜県水道整備基本構想の基本方針】

##### ○基本方針

- ①今後の水道整備を円滑に推進するため圏域を区分し、それぞれの圏域において、地域の実状に合わせて段階的に、
  - ・普及率の向上、・各種給水サービスの向上と高規格化、・地震・渇水等の自然災害に対応出来る施設の整備、・安全で信頼できる水質の確保と水質管理の向上、・安定した施設規模の確保等を推進する。
- ②長期的水需給を勘案し、将来にわたる安定した水道水源の確保に努めるとともに、事業の統合・合理化により経営基盤の安定化を図る。
- ③情報の共有化を促進し、維持管理体制の充実をはかるとともに、技術者の育成・確保に努める。
- ④事業の統合・合理化を促進することにより経営基盤の安定に努め、持続可能な水道を確立する。

##### ○目標年度

計画の目標年度を平成 39 年度とする。

#### 【水道事業を運営する市町村数とその推移】

	岐阜 広域水道圏	大垣 広域水道圏	岐阜東部 広域水道圏	飛騨 広域水道圏	合 計
水道用水供給事業			岐阜東部上水道 用水供給事業		1
上水道事業	12	11	11	1 3	38
簡易水道事業	2	4		3 2	11
（一部事務組合）		1			1

※1 市町村で複数の簡易水道を運営している場合は、1 として計上

※岐阜、大垣、岐阜東部、飛騨広域水道圏は、岐阜県水道整備基本構想の中で県内を区分したもの（詳細は p60 参照）

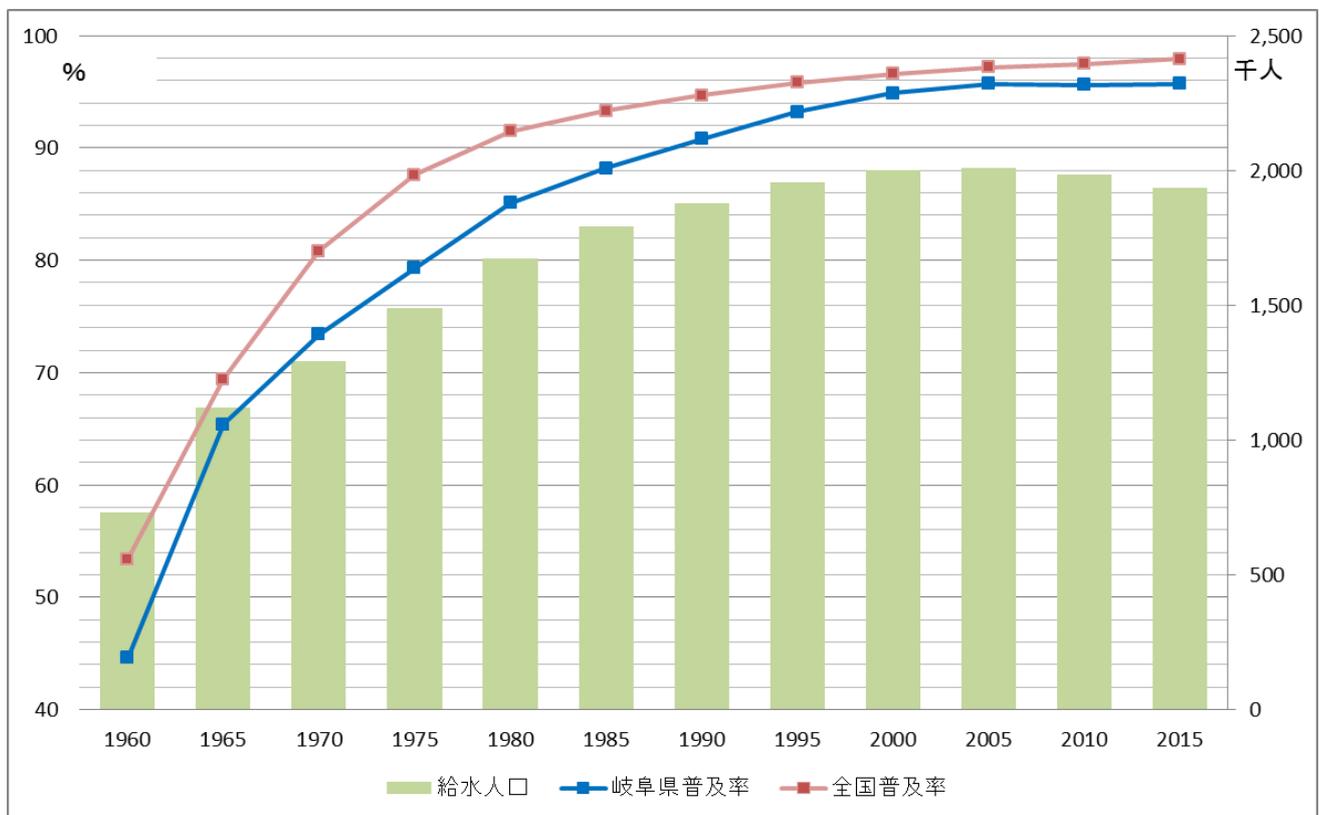
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	上水道 事業	簡易水道 事業								
岐阜広域水道圏	12	7	12	7	12	6	12	4	12	3
大垣広域水道圏	11	5	11	5	11	5	11	4	11	4
岐阜東部広域水道圏	12	6	12	6	12	6	12	3	12	3
飛騨広域水道圏	3	4	3	3	3	2	3	2	3	2
合 計	38	22	38	21	38	19	38	13	38	12
差	-	-	0	△1	0	△2	0	△6	0	△1

水道法が1957年に施行されて以降、1960年（昭和35年）に73万人（普及率45%）だった給水人口は、1975年（昭和50年）には149万人（同79%）、1990年（平成2年）には188万人（同91%）、2000年（平成12年）には200万人（同95%）に達し、以降の普及率はほぼ横ばいとなっている。県内の水道事業は概ね普及が完了しつつある。

水道事業をとりまく環境の変化として、人口減少が挙げられる。これに伴い、給水人口は2005年からの10年間で、3.6%、7.3万人が減少した。

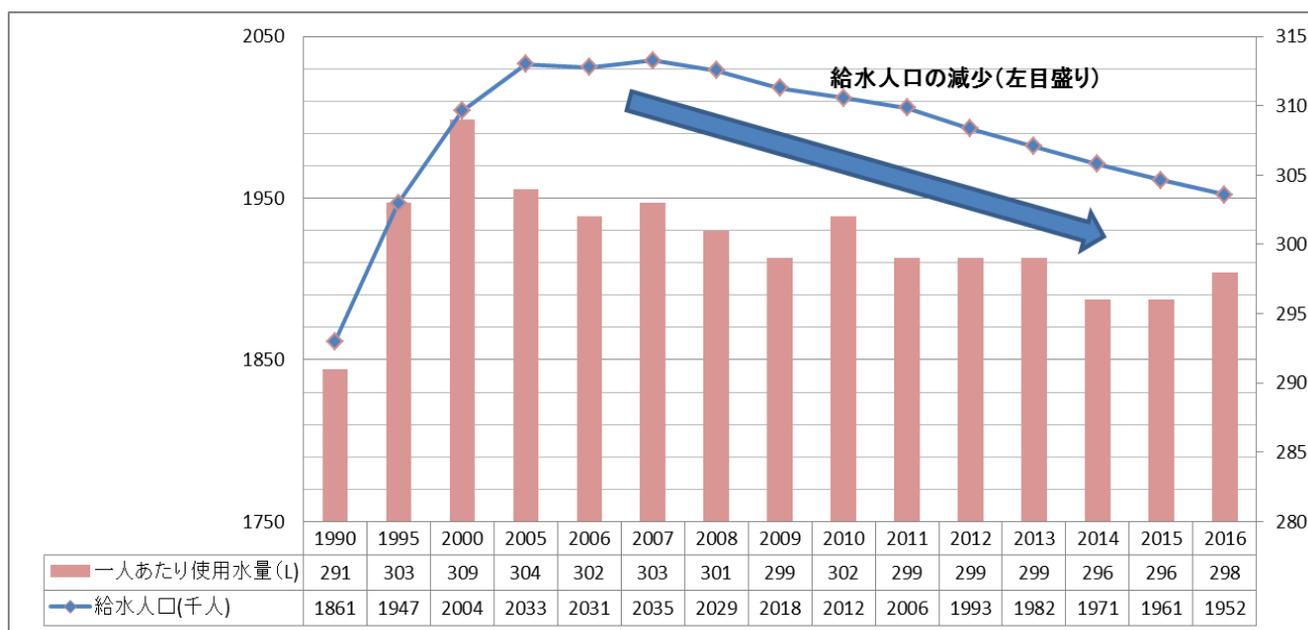
また、節水トレンド（節水型機器類の普及、節水意識の浸透）などにより、一人当たり使用水量も2000年の309Lをピークに減少傾向にある。2015年は296Lとなっており、15年間で4.3%減少している。

【水道普及率と給水人口の推移】



水道統計調査から集計

## 【給水人口と一人あたり使用水量の推移】



地方公営企業決算状況調査から集計（水道統計調査の給水人口と差異あり）

広大な県域において、地域によって水源等の状況は大きく異なる。県人口の半数以上が居住する岐阜広域水道圏、大垣広域水道圏は、比較的清浄な地下水が豊富な地域である。飛騨広域水道圏は、河川の清浄な表流水を水源とする地域が多い。

一方、岐阜東部広域水道圏では、地形・地質的に水源に乏しく、昭和51年からダムを水源とする県営による水道用水供給事業が運営されている。

このように、様々な形態の水道事業が混在していることから、それぞれの施設の状況も大きく異なり、各市町村の家庭用10m<sup>3</sup>あたり水道料金においても、地域によって大きな差が生じている。市町村別にみても、高いところでは2,231円、安いところでは681円と大きな差が見られる。

## 【家庭用10m<sup>3</sup>あたり水道料金の平均値】

岐阜広域水道圏	972円
大垣広域水道圏	1,205円
岐阜東部広域水道圏	1,979円
飛騨広域水道圏	1,133円
県平均	1,370円

※平成28年度地方公営企業決算状況調査データを加工  
 ※上水道事業のみの単純平均値

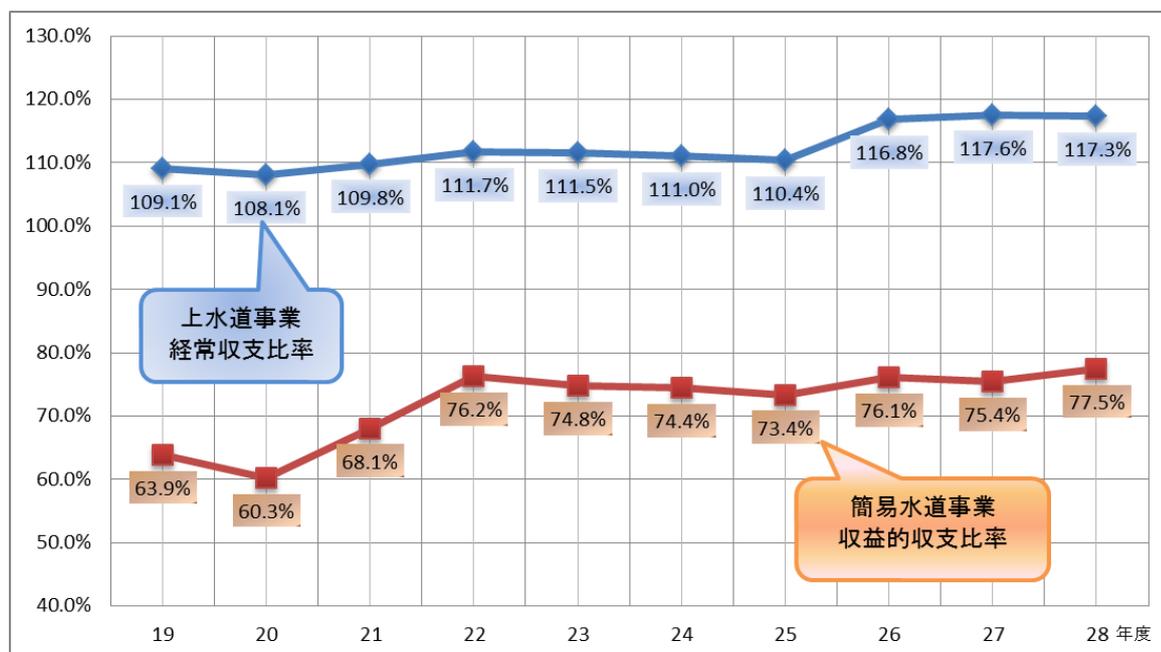
## 2-1-2 経営状況

水道事業は、地方自治体が経営する企業として独立採算制を原則に運営されており、受益者負担が原則となっている。そのため、水道事業を経営していく経費は、利用者からの水道料金でまかなわれている。

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するという水道事業の基本使命を果たしていくことに加え、企業としての経済性を発揮する必要があり、経費の削減や財源の確保など、持続的な安定経営に向けて、効率的な運営に努めている。

単年度収支の状況を示す指標である「経常収支比率」の県トータル数値については、水道事業（平成28年度県内38市町村）では黒字となる117.3%を示すが、山間部等の不採算地域を多く抱える簡易水道事業（同19市町村）において、「収益的収支比率」は77.5%を示す。直近10年においては、両指標とも緩やかな改善傾向が見られる。

【経常収支比率・収益的収支比率の推移】

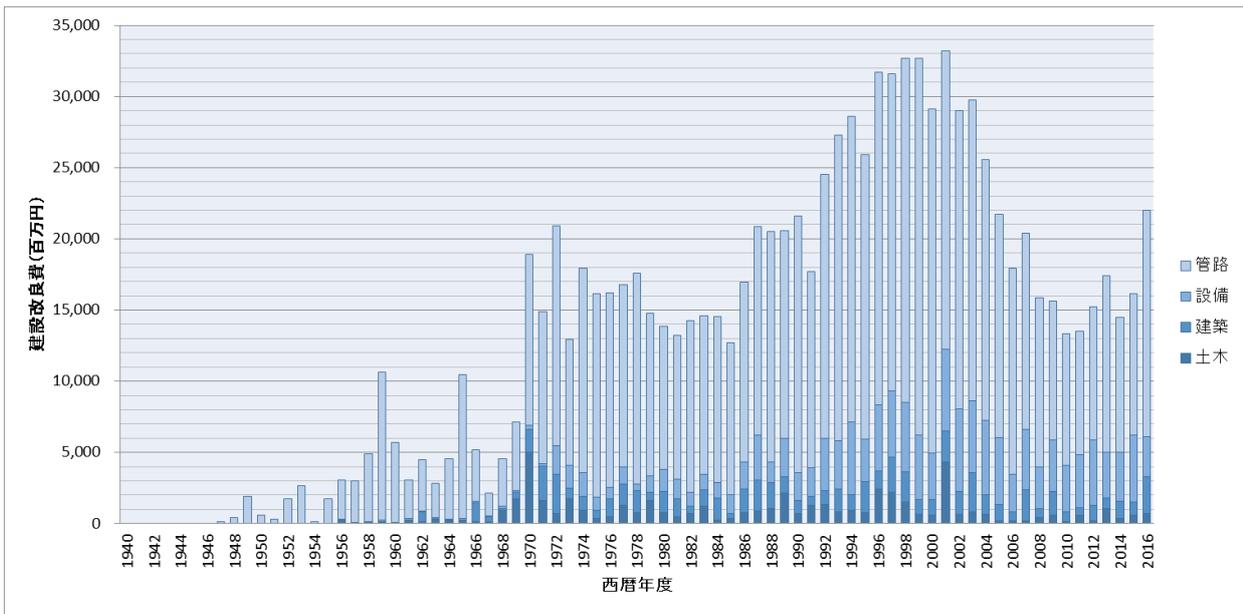


地方公営企業決算状況調査から集計

水道事業は、費用の大部分を設備投資（減価償却費）が占める典型的な「装置産業」であり、水道普及局面で巨額の投資を行って、事業用資産を整備してきた。建設投資額は、1970年代（約40年前）と1990年代から2000年代（約20年前）にかけて、2つの山がある。2010年頃まで投資額は落ち着いてきていたが、その後再び増加に転じてきている。

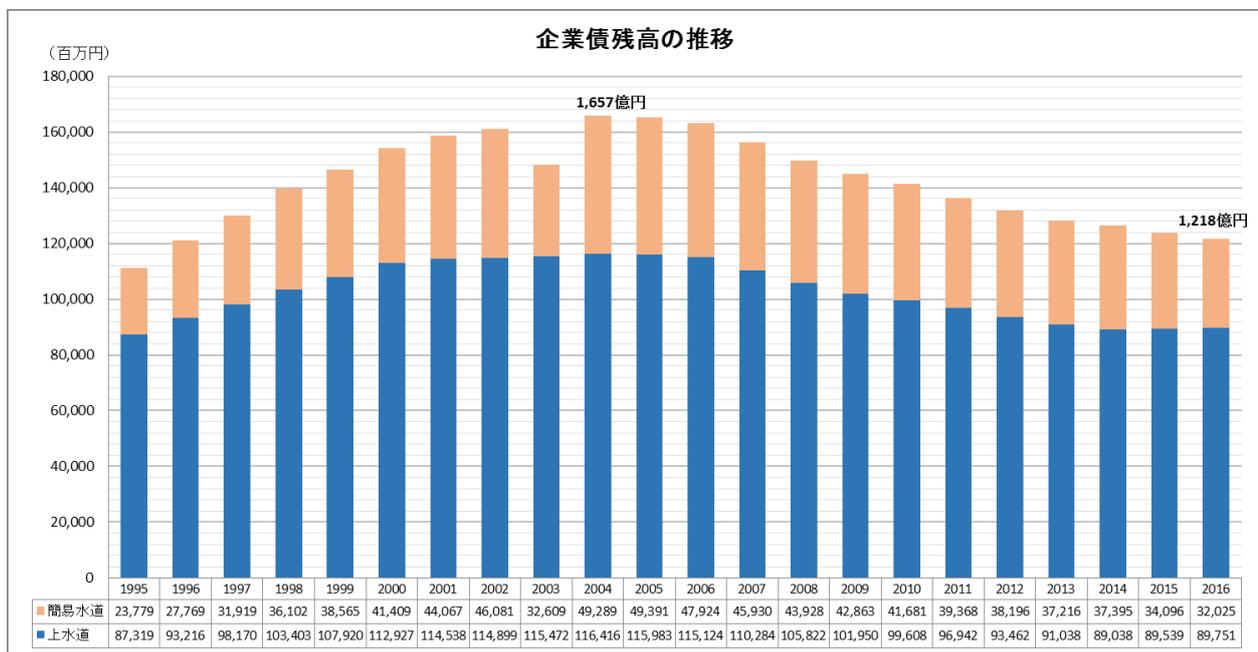
また、建設には企業債が充てられており、毎年、30年償還などの長期の新規借入れを積み重ねることによって、その償還金は徐々に大きな額となっている。近年は、投資が一段落した影響で横ばい傾向にある。

【建設投資額の推移】



※「3-2 共通課題の検討状況」中、「更新需要」シミュレーションの際に算出した建設改良費（除却済の資産を除き、現在価値に換算）の累計を使用。

【企業債残高の推移】



地方公営企業決算状況調査から集計

## 【水道事業の経営指標】（平成 28 年度）

	経常収支比率 (%)	企業債残高 対給水収益 比率 (%)	料金 回収率 (%)	給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	施設 利用率 (%)	有収率 (%)	有形固定 資産減価 償却率 (%)	管路経年 化率 (%)	管路 更新率 (%)
岐阜県計	117.3	317.0	112.0	128.93	55.9	80.5	46.04	11.78	0.75
県内市町村の 単純平均	117.2	358.8	110.5	138.68	58.9	81.4	46.77	12.29	0.62
全国平均	114.4	270.9	105.6	163.27	59.9	90.2	47.91	15.00	0.76
岐 阜 広域水道圏	122.9	421.3	113.7	102.13	59.9	77.1	46.48	11.19	0.72
大 垣 広域水道圏	116.0	542.8	105.2	129.85	54.7	78.2	50.03	12.68	0.48
岐阜東部 広域水道圏	113.3	125.9	111.7	185.76	60.2	89.5	45.58	14.72	0.76
飛 騨 広域水道圏	114.2	366.4	111.9	128.94	64.7	78.5	40.74	5.53	0.16

## 【簡易水道事業の経営指標】（平成 28 年度）

	収益的収支 比率 (%)	企業債残高 対給水収益 比率 (%)	料金 回収率 (%)	給水 原価 (円)	施設 利用率 (%)	有収率 (%)	管路 更新率 (%)
岐阜県計	77.5	1,225.0	60.1	263.5	66.1	71.5	0.29
県内市町村の 単純平均	92.7	1,079.6	75.8	267.2	63.6	73.6	0.15
全国平均	76.8	1,280.8	53.1	314.8	56.3	74.9	0.59

## 【経営状況の分析】

### ① 経常収支比率【経常収益／経常費用×100】

- ・ほぼすべての市町村（簡易水道を除く）で単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっており、給水収益や一般会計からの適正な繰入金等による収益で、維持管理費や支払利息等の費用を賄うことができていると見られる。
- ・県内全域で全国平均値（114.4%）以上の安定した経営状況となっているが、良質かつ豊富な地下水等を水源とする岐阜広域水道圏では、120%以上の特に高い値を示す事業者が多く見られる。
- ・個別市町村ごとに見ると、毎年赤字補てん相当の基準外繰入金に頼った運営を行っている事業者も見られ、注意を要する。

### ② 企業債残高対給水収益比率【企業債現在高／給水収益×100】

- ・給水収益に対する企業債残高の割合が全国値に比べて高い。これは、過去に水道普及の過程で必要とされた設備投資に対する財源を、主に企業債により調達してきたことを示すものである。
- ・岐阜東部広域水道圏では比較的低い値となっている。これは、県営水道用水供給事業により、浄水

施設等への設備投資が不要であるため、起債の必要性がなかったことも一因と考えられる。

③ 料金回収率【供給単価／給水原価×100】

- ・ 県平均値は110%を超えており、給水にかかる費用が概ね給水収益により賄うことができていると考えられる。
- ・ しかしながら、水道事業では約18%にあたる7事業者、簡易水道事業では約8割の事業者が100%を下回っており、一般会計からの繰入金等によって収入不足を補っている状況も見られ、適切な料金収入の確保が求められる。

④ 給水原価【(経常費用－受託工事費等－長期前受金戻入)／年間総有収水量】

- ・ 有収水量1m<sup>3</sup>あたりどれだけの費用がかかっているかを示す指標であるが、県全体では全国平均より低い傾向にある。特に、良質な地下水等を水源とする県南西部地域においては、100円を下回る事業者も多い。
- ・ 一方、岐阜東部広域水道圏では比較的高い値となっている。これは、地形・地質的に水源に乏しく、水源をダムに頼っている影響が考えられる。

⑤ 施設利用率【一日平均配水量／一日配水能力×100】

- ・ 県平均値は全国平均並みであるが、16.3%から82.8%まで大きな開きがある。簡易水道の統合により、利用効率が下がっている場合が見られる。
- ・ 施設利用率が低い場合には、適切な施設規模を把握し、統廃合やダウンサイジング等の検討が必要である。

⑥ 有収率【総有収水量／総配水量×100】

- ・ 岐阜東部広域水道圏では比較的高い率を示すが、その他の地域では全国平均を下回る事業者が多く、施設の稼働状況が収益に反映されていないことがうかがわれる。
- ・ 老朽化した水道管による漏水やメーター不感といった原因を特定し、その対策が求められる。

⑦ 有形固定資産減価償却率

【有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100】

- ・ 県内平均値(46.04%)は全国平均値(47.91%)と同程度であるが、個別に見ると28.14%から72.39%まで大きなばらつきがある。
- ・ ⑧管路経年化率や⑨管路更新率の状況と併せ、数値が高い事業者では法定耐用年数に近い資産が多いことを示すため、将来の施設・設備の計画的な更新や長寿命化等の対策が必要となる。

⑧ 管路経年化率【法定耐用年数を経過した管路延長／管路延長×100】

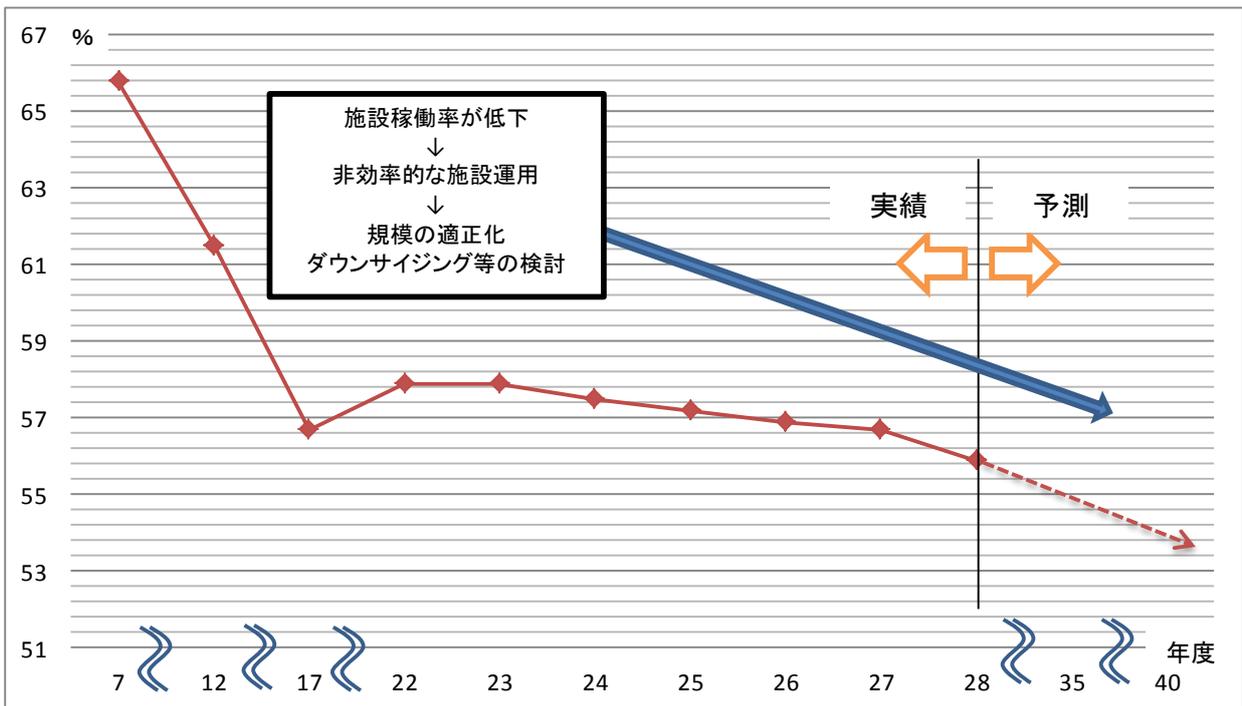
- ・ 県内平均値(11.78%)は全国平均値(15.00%)より低く、法定耐用年数を経過した管路は比較的少ないと見られるが、個別に見ると0%から60.46%まで大きなばらつきがある。
- ・ 管路の整備が比較的新しい飛騨広域水道圏においては、⑨管路更新率とともに低い数値となってい

る。

⑨ 管路更新率【当該年度に更新した管路延長／管路延長×100】

- ・ 県内平均値（0.75%）は全国平均値（0.76%）と同程度である。個別にみても 0%から 1.64%と、低い傾向にある。
- ・ すべての管路を更新するためには、単純計算で県内平均値の場合 130 年以上、最も率が高い事業体でも 60 年以上を要することとなり、計画的な投資により管路の更新が求められる。

【⑤施設利用率（岐阜県計）の推移】



水道普及率と給水人口の頭打ち、給水人口と一人あたり使用水量の減少傾向を背景に、配水能力に対する実際の配水量の割合を示す指標「施設利用率」は低下傾向にあり、今後もこの傾向は継続すると予想される。

施設利用率の低下は施設の利用状況の低下（非効率的な施設運用）を示すため、施設の適正規模を把握し、ダウンサイジング等の検討を行う必要が生じる可能性がある。

## 2-1-3 市町村アンケート調査結果

### <調査概要>

名 称：水道事業広域連携等に関するアンケート

実施時期：平成 29 年 7 月

調査対象：県全域 42 市町村 1 組合

- ・市町村水道事業（県全域 38）
- ・市町村簡易水道事業（県全域 13）

調査項目：

1. 職員の状況について
2. 事業運営上の課題について
3. 施設の更新予定について
4. システムの導入状況について
5. 業務委託の状況について
6. 広域連携の取組状況について
7. 各種計画の策定状況について

### <調査概要>

名 称：水道事業の更新投資の状況等に関する調査

実施時期：平成 29 年 12 月

調査対象：県全域 42 市町村 1 組合

- ・市町村水道事業（県全域 38）
- ・市町村簡易水道事業（県全域 13）

調査項目：

1. アセットマネジメントの実施状況
2. 更新投資を行う際の基準について
3. 適切な更新投資の実施について
  - 更新投資を適切に行えていない原因・今後の対応
  - 更新が特に遅れている施設・設備
  - 今後の更新投資に必要な支援 他

アンケート調査の結果については、別冊「水道事業に係るアンケート調査結果」のとおり。

## 2-2 県内水道事業の課題

### 2-2-1 水道事業における主な課題

#### ① 人口減少に伴う水需要の減少

水道事業は、水道法第6条第2項により、“市町村経営が原則”であるとともに、地方財政法第6条により、“独立採算が原則”となっている。

しかしながら、事業収入の約9割を占める水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり、また今後、人口減少等の影響を受け、益々その傾向は顕著になると見込まれる。

#### ② 施設の老朽化等による更新需要の増大

高度経済成長期を中心とした水道普及期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後それら施設の更新・耐震化が急務（または今後顕在化する見込み）となっており、それら事業の実施に必要な資金、人員の確保が必要である。

施設の老朽化対策については、県内のほとんどの事業体が最重要課題であると考えているが、約3割の事業体が更新需要のピークを把握していないなど、対策が進んでいない事業体がある。

#### ③ 職員の専門性の確保

事業を担う職員は、団塊世代の大量退職や市町村等における定数削減のしわ寄せを受け、削減されている傾向にある。県内には小規模な事業体が多く、現状でも職員確保に大きな課題がある。今後、少子化に伴う生産年齢人口の減少により、より確保が難しくなると見込まれる。

職員が少数な事業体においては、災害・危機管理対応、技術力向上や適正料金設定のための人的交流、勉強会等の需要が高い。また、40代の職員が多く、今後の若年層職員への負担が懸念される。

### 2-2-2 地域別の特徴

#### 【岐阜広域水道圏】

総括的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○水源を豊富で良質な地下水としている事業体と、水源を表流水としている事業体が混在する。</li><li>○圏域南部の水源を地下水としている市町の給水原価(円/m<sup>3</sup>)は低く、水道料金は安価な傾向がある。経常収支比率等の経営指標は比較的良好。</li><li>○圏域北部では市町村合併が進んでいることもあり、全体として市町を越えた広域化（事業の統合等）への意識はあまり高くない。</li><li>○簡易水道等の経営基盤が脆弱な水道事業の統合により、経営基盤を安定化させる必要がある。</li></ul>
アンケート結果	○広域化の必要性について、災害・危機管理対応、技術力向上や適正料金設定の

の考察	ための勉強会での連携が高い傾向にある。
-----	---------------------

### 【大垣広域水道圏】

総括的事項	<p>○水源を豊富で良質な地下水としている事業体と、水源を表流水としている事業体が混在する。</p> <p>○圏域南部の水源を地下水としている市町の給水原価(円/m<sup>3</sup>)は低く、水道料金は安価な傾向がある。</p> <p>○地域によっては配水管の整備が困難な飛び地等が多く存在するため、他水道圏に比べ自治体間の合意による区域外給水が多い地域となっている。</p>
アンケート結果の考察	<p>○施設や管路の共同設置については、7割以上の事業体が今後も広域化を進める必要はないと考えている。</p> <p>○広域化の必要性について、災害・危機管理対応、技術力向上や適正料金設定のための勉強会での連携が高い傾向にある。</p>

### 【岐阜東部広域水道圏】

総括的事項	<p>○4町村を除き、県営水道用水供給事業の供給を受けている。受水市町は「岐阜東部上水道広域研究会」を組織し、広域的体制へ向けた取組みについて調査、検討を行っている。</p> <p>○地域内水源に乏しく、県南部の地下水を水源とする市町村に比べ給水原価(円/m<sup>3</sup>)が高く、水道料金が比較的高い傾向にある。一方で、県営水道用水供給事業等により有収率が高い、企業債残高の給水収益に対する割合が低い、等の傾向が見られる。</p> <p>○簡易水道等の経営基盤が脆弱な水道事業の統合により、経営基盤を安定化させる必要がある。</p>
アンケート結果の考察	<p>○施設の老朽化対策、耐震化対策を最重要課題と考える事業体の割合が比較的高い。</p> <p>○施設・管路の共同設置、業務の共同発注、工事発注を効率的に執行する広域化の必要性について、比較的高い傾向にある。</p>

### 【飛騨広域水道圏】

総括的事項	<p>○峠等で集落が分断され、小規模な簡易水道等の数も多いため、地勢上及び財政上、施設の統合等は困難な地域を多く抱える。小規模な簡易水道等において施設更新の必要性が高まっていることから、経営を統合して財政基盤と人材を強化し、安定した水道事業経営を行っていくことが課題となっている。</p> <p>○市町村合併が進んでおり一つの事業体が広大な面積を有することもあり、全体として市村を越えた広域化（事業の統合）の意識はあまり高くない。</p>
アンケート結果の考察	<p>○施設や管路の共同設置については、今後も広域化を進める必要はないと考えている。</p> <p>○人的交流、技術力向上や適正料金設定のための勉強会については、すでに広域</p>

	<p>化が進んでいる。</p> <p>○危機管理マニュアルの共同作成、資機材・メーター・薬品の共同購入、管路の管理の一体化について、半数以上が連携推進が必要と回答。</p> <p>○災害時の対応を最重要課題と考える事業体の割合が比較的高い。</p> <p>○各種施策のための財源確保、職員の確保を重要課題とする事業体の割合が比較的高い。</p>
--	--

## 2-3 国の動き

### 2-3-1 戦略的アプローチの推進

公営企業の経営改革について、総務省では「抜本的な改革」の検討と「経営戦略の策定」を両輪に経営改革の取組みを推進している。「抜本的な改革」については、公営企業が行っている事業の意義、必要性を検証し、事業廃止・民営化・広域化等及び民間活用といった改革の検討を推進している。「経営戦略の策定」については、10年以上の中長期的な基本計画の策定を要請し、広域化を含む効率化・経営健全化の取組みについて必要な検討を行うことを求めている。これらの経営改革に的確に取り組むために、公営企業会計の適用や経営比較分析表を活用した経営状況の分析等の「見える化」を推進している。

※月刊公営企業平成30年5月号（一般社団法人地方財務協会編集・発行）から一部引用

厚生労働省は、平成27年度に水道事業基盤強化方策検討会を開催しその中間とりまとめを公表している。その中で水道事業の基盤強化方策として、「広域連携の推進」と「官民連携の推進」を位置づけている。また、この中間とりまとめを受けて、平成30年3月9日に水道法改正案が再提出され、12月6日に可決成立、12月12日に公布された。（4-1-1 水道法改正 参照）

### 2-3-2 広域化の推進

<総務省>

通知「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成28年2月29日付公営企業課長、公営企業経営室長連名通知）により、地方自治体に対し以下のとおり要請されている。

#### ■ 広域連携に関する検討体制の構築等

##### (1) 検討体制の構成

- 都道府県（生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局）
- 各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等

##### (2) 検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

##### (3) 検討事項

①各市町村等の現状分析及び将来予測

②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。

※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。

※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

- (4) 検討の目途 平成 30 年度までを目途に検討を行うことが望ましい
- (5) 検討結果の公表 HP 等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明
- (6) 検討結果の見直し 広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

#### <厚生労働省>

##### 1. 新水道ビジョン「発展的広域化」（平成 25 年 3 月厚生労働省健康局水道課）

○近隣水道事業者との広域化の検討を開始

→事業統合に限らず各業務部門の共同化をはじめとした幅広い検討の場を、近隣事業者と持つ

○次の展開として広域化の取り組み推進

→他の行政部門との連携による枠組み、施設の共同整備や人事交流、将来も含めた着地点の検討

○発展的な広域化による連携推進

→住民や議会等との合意形成に配慮しながら、多様な形態の広域連携を検討のうえ、実現に向けた枠組みの設定により、関係者との調整などを進める

##### 2. 具体的取組

○水道施設の耐震化状況を事業者ごとに公表し、事業者や国民等に対して取組の必要性の喚起に努めながら、水道事業の広域化に資する施設整備に対する生活基盤施設耐震化等交付金の交付や、手引き、事例集等の作成・周知を通じ、水道事業の広域連携を推進。

○さらに、厚生科学審議会生活環境水道部会の「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、広域連携の推進については、都道府県が広域連携を図るための協議会の設置や、水道事業基盤強化のための計画策定ができることとする規定を設ける方向で検討。

※経済財政諮問会議第 14 回制度・地方行財政ワーキンググループ（平成 28 年 10 月 27 日）  
厚生労働省提出資料を基に加工

### 2-3-3 水道広域化の形態

水道の広域化は、効率的に水需給の均衡を図る目的で行われる事業統合や共同経営だけでなく、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて管理の一体化等の多様な形態による広域化が推進されている。

## 広域化等の4類型

### 1. 事業統合

類型	最近の事例	主な効果
水平統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県東部の3市5町が「群馬県東部水道企業団」を設立（検討機関H21.4～H28.3）</li> <li>香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立（検討期間H20.12～H30.3）</li> <li>末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討（H13.11から検討中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源の一元管理や管理体制の強化に伴い、経費・更新投資の削減</li> <li>水の安定供給、人員強化、人材育成、危機管理体制強化</li> </ul>
	既存の一部事務組合を活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県1市4町でちちぶ定住自立圏形成協定を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始（検討期間H21.9～H28.3）</li> </ul>	
	区域外給水をきっかけとした統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>北九州市が、行政区域外への給水（分水）をきっかけとして、水巻町と事業統合</li> </ul>	
垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立（検討機関H14.2～H26.3）</li> <li>香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立（検討期間H20.12～H30.3）</li> <li>奈良県県営水道を水源とした方が事業の効率化を図れる場合、市町村の自己水の浄水場を廃止し、県営水道へ転換を検討</li> <li>北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用水供給では給水収益の増加</li> <li>末端給水では水源管理費の削減、人員強化、人材育成、危機管理体制強化</li> </ul>

### 2. 施設の共同設置

類型	最近の事例	主な効果
浄水場等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設</li> <li>北奥羽地区水道事業協議会（青森県内11市町村、八戸圏域水道企業団、岩手県内9市町村）で浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理費の削減</li> <li>施設の統廃合や共同設置を同時に行う場合には建設、更新投資の削減</li> </ul>

### 3. 施設管理の共同化

類型	最近の事例	主な効果
事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員体制の強化</li> <li>施設管理ノウハウの継承</li> </ul>
維持管理の受け皿組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公が加わることでこれまでの経験を生かした維持管理の継続</li> <li>民間が加わることで民間ノウハウの活用</li> <li>スケールメリットによる経費削減</li> </ul>
保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スケールメリットによる経費削減</li> <li>契約内容の精査</li> </ul>

### 4. 管理の一体化

類型	最近の事例	主な効果
事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託</li> <li>長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員体制の強化</li> <li>事務のノウハウの継承</li> </ul>
システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用</li> <li>高知県の3市町の水道料金システムを共同構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スケールメリットによる経費削減</li> <li>自治体間のデータ、知識、ノウハウの共有</li> </ul>
シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県かすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スケールメリットによる経費削減</li> <li>契約内容の精査</li> </ul>
水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化</li> <li>奈良広域水質検査センター組合で水質検査基準項目等の検査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の共有による経費節減</li> <li>より詳細な調査や分析</li> </ul>

※ 総務省「公営企業のあり方に関する研究会報告書」から抜粋

### 3 検討状況

#### 3-1 岐阜県水道事業広域連携研究会

##### 3-1-1 研究会の取組み方針

県及び市町村は、水道事業の経営環境が厳しくなることが予想される中、経営健全化を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給していくための方策として、水道事業の広域連携に関する研究を行うことを目的とする「岐阜県水道事業広域連携研究会」を設置した。

研究会では、水道事業の現状や将来の見通し、課題の把握・共有を行い、水道事業の様々な広域連携の在り方を研究する。検討結果については、報告書を作成し公表する。

研究会には広域水道圏ごとの部会を設置し、各広域水道圏における水道の現状や将来の見通し、課題を把握し、事業者間で共有するとともに、広域連携に係る実務的な研究を行う。

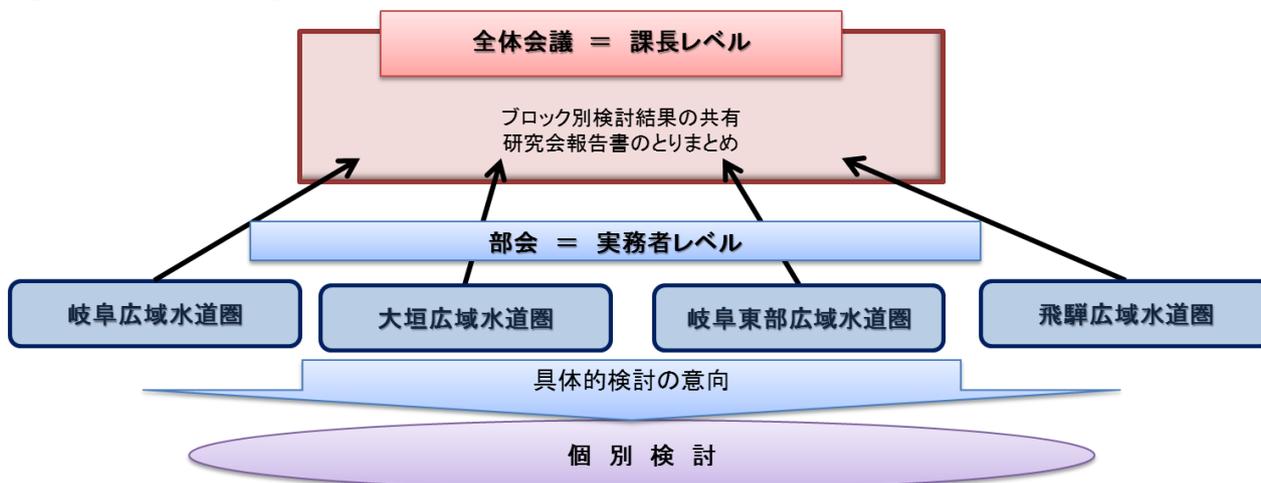
##### ○研究会の基本的考え方

- ・水道事業者（市町村等、県営水道）の自主的、主体的な取組みが基本
- ・経営の健全化、持続可能性確保が目標であり、広域連携は一つの手段
- ・できることから成功事例をつくることを目指す

##### ○部会における検討事項

- ・平成 29 年度中は課題等の共有、平成 30 年度は具体的な検討を実施
- ・意見交換等で抽出された課題を「短期的課題」と「長期的課題」に整理し、可能であれば1つずつ連携テーマを設定し、集中的に検討
- ・更新需要の見通し、料金収入の見通しをシミュレーション

##### 【研究会イメージ図】



### 3-1-2 研究会、部会の開催状況

#### ① 研究会の開催状況

第1回	日 時	平成 30 年 4 月 26 日 (木)	場 所	岐阜県シンクタンク庁舎
内 容	<b>【参加者 82 名】</b> ○広域連携の検討に関する基本的考え方について ○これまでの取組み状況について ○今年度の取組み予定について			

第2回	日 時	平成 31 年 2 月 21 日 (木)	場 所	岐阜県シンクタンク庁舎
内 容	<b>【参加者 63 名】</b> ○水道法の改正等について ○これまでの取組み状況及び「岐阜県水道事業の広域連携に関する検討状況報告」(案)について ○今後の取組みについて			

#### ② 部会の開催状況

##### 1) 岐阜広域水道圏

第1回	日 時	平成 30 年 2 月 5 日 (月)	場 所	岐阜県シンクタンク庁舎
内 容	<b>【参加者 26 名】</b> ○岐阜県水道事業広域連携研究会について ○水道事業の広域連携にかかるアンケート調査結果について ○水道事業の概要について (岐阜市) ○広域連携にかかる意見交換【テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の更新需要に関する試算、更新が適切に行えず問題が生じる恐れがある資産について</li> <li>・料金改定が必要となる時期について</li> <li>・職員の技術継承のための取組みについて</li> <li>・職員の負担軽減のための取組みについて</li> <li>・施設維持にかかる管理体制や委託業務について</li> <li>・料金改定の時期、改定率、算出方法、住民周知の方法等</li> <li>・水道企業団の発足について</li> <li>・水道料金免除対象の判断基準の見直しについて</li> </ul>			

第2回	日 時	平成 30 年 6 月 12 日 (火)	場 所	岐阜市上下水道事業部本庁舎
内 容	<b>【参加者 25 名】</b> ○平成 30 年度の取組み方針 ○水道事業の概要 (関市・美濃市・羽島市) ○広域連携に関する意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設管の確認について</li> <li>・検針について</li> <li>・水量増の通知について</li> <li>・窓口業務のアウトソーシング化について</li> </ul> ○その他 (更新需要・料金収入のシミュレーションについて)			

第3回	日 時	平成 30 年 8 月 8 日 (水)	場 所	各務原市水道事業庁舎
内 容	<b>【参加者 26 名】</b> ○共通課題の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域水道圏における課題の整理</li> <li>・将来の料金収入・更新需要</li> </ul> ○水道事業の概要 (各務原市・山県市・瑞穂市) ○広域連携に関する意見交換 ○水道施設見学 (各務原市三井第二水源地)			

第4回	日 時	平成 30 年 10 月 26 日 (金)	場 所	関市総合福祉会館
内 容	<b>【参加者 27 名】</b> ○「岐阜県水道事業の広域連携に関する検討」中間とりまとめ (素案) について ○水道事業の概要 (本巣市・郡上市・岐南町・笠松町・北方町) ○広域連携に関する意見交換 ○水道施設見学 (関市小瀬水源地)			

## 2) 大垣広域水道圏

第1回	日 時	平成 30 年 2 月 19 日 (月)	場 所	西濃総合庁舎
内 容	<b>【参加者 23 名】</b> ○岐阜県水道事業広域連携研究会について ○水道事業の広域連携にかかるアンケート調査結果について ○広域連携にかかる意見交換【テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の更新需要に関する試算、更新が適切に行えず問題が生じる恐れがある資産について</li> <li>・料金改定が必要となる時期について</li> <li>・職員の技術継承のための取り組みについて</li> <li>・職員の負担軽減のための取り組みについて</li> <li>・施設維持にかかる管理体制や委託業務について</li> </ul>			

第2回	日 時	平成 30 年 6 月 11 日 (月)	場 所	西濃総合庁舎
内 容	<b>【参加者 18 名】</b> ○平成 30 年度の取組み方針 ○大垣広域水道圏における区域外給水の実施状況 ○広域連携に関する意見交換 ○その他 (更新需要・料金収入のシミュレーションについて)			

第3回	日 時	平成 30 年 11 月 22 日 (木)	場 所	西濃総合庁舎
内 容	<b>【参加者 19 名】</b> ○共通課題の検討 ・広域水道圏における課題の整理 ・将来の料金収入・更新需要 ○「岐阜県水道事業の広域連携に関する検討」中間とりまとめ (素案) について ○広域連携に関する意見交換			

### 3) 岐阜東部広域水道圏

第1回	日 時	平成 30 年 1 月 31 日 (水)	場 所	東部広域水道事務所川合浄水場
内 容	<b>【参加者 37 名】</b> ○岐阜県水道事業広域連携研究会について ○水道事業の広域連携にかかるアンケート調査結果について ○広域連携にかかる意見交換 <b>【テーマ】</b> ・今後の更新需要に関する試算、更新が適切に行えず問題が生じる恐れがある資産について ・料金改定が必要となる時期について ・職員の技術継承のための取り組みについて ・職員の負担軽減のための取り組みについて ・漏水等水道事故発生時のマニュアル等における、他部署への応援依頼、応急給水 (どの程度の断水まで個別給水を行うか)、応急給水資材のストック量、給水袋の仕様等、大口需要者の個別給水について			

第2回	日 時	平成 30 年 6 月 6 日 (水)	場 所	東部広域水道事務所川合浄水場
内 容	<b>【参加者 33 名】</b> ○平成 30 年度の取組み方針 ○「岐阜東部上水道広域研究会」における取組み状況 ○「水道事業の将来を考える勉強会」における取組み状況 ○広域連携に関する意見交換 ○その他 (更新需要・料金収入のシミュレーションについて)			

第3回	日 時	平成 30 年 11 月 29 日 (木)	場 所	東部広域水道事務所川合浄水場
内 容	<b>【参加者 33 名】</b> ○「岐阜東部上水道広域研究会」における取組み状況 ○「水道事業の将来を考える勉強会」における取組み状況 ○共通課題の検討 ・広域水道圏における課題の整理 ・将来の料金収入・更新需要 ○「岐阜県水道事業の広域連携に関する検討」中間とりまとめ（素案）について ○広域連携に関する意見交換			

#### 4) 飛騨広域水道圏

第1回	日 時	平成 29 年 11 月 22 日(水)	場 所	飛騨総合庁舎
内 容	<b>【参加者 29 名】</b> ○水道を取り巻く危機事案について ○経営戦略の策定及び広域化等の検討について (岐阜県水道事業広域連携研究会について、水道事業の広域連携にかかるアンケート調査結果について) ○意見交換【テーマ】 ・水道施設管理運營業務及び検針・料金徴収事務の委託について ・アセットマネジメント及び経営戦略について ・休日、夜間の緊急体制について ・水質検査の結果が基準値を超える値となった場合の対応について ・非常用の給水資器材の保有状況について			

第2回	日 時	平成 30 年 4 月 26 日(木)	場 所	岐阜県シンクタンク庁舎
内 容	<b>【参加者 12 名】</b> ○平成 30 年度の取組み方針 ○総務省「水道行政のあり方に関する研究会」における取組み状況 ○広域連携に関する意見交換			

(調査)	日 時	平成 30 年 8 月 22 日(水)	場 所	(文書による調査依頼)
内 容	○「平成 30 年 7 月豪雨災害」における水道事業への被害に対する広域的な連携（支援）の状況 ○その他			

第3回	日 時	平成30年11月9日(金)	場 所	飛騨総合庁舎
内 容	<p>【参加者31名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道施設管理における民間委託範囲の拡大について 高山市水道部</li> <li>○共通課題の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域水道圏における課題の整理</li> <li>・将来の料金収入・更新需要</li> </ul> </li> <li>○「岐阜県水道事業の広域連携に関する検討」中間とりまとめ(素案)について</li> <li>○広域連携に関する意見交換</li> </ul>			



### 3-2-2 将来予測

岐阜県水道事業広域連携研究会では、水道事業の現状及び将来の見通しを把握・共有し、課題を抽出のうえ、水道事業における様々な広域連携等の研究をすることとしている。

その一環として、水道事業における施設・設備等の料金収入と更新需要のシミュレーションを市町村ごと、広域水道圏ごとに実施した。その結果については、研究会各部会の共通課題として共有し、広域連携等の議論を深めるための材料とするものである。

※ 手法及び結果の詳細については、「5-3 将来予測シミュレーションの手法・結果詳細」に記載。

#### 3-2-2-1 料金収入シミュレーションの結果

##### □全体概要

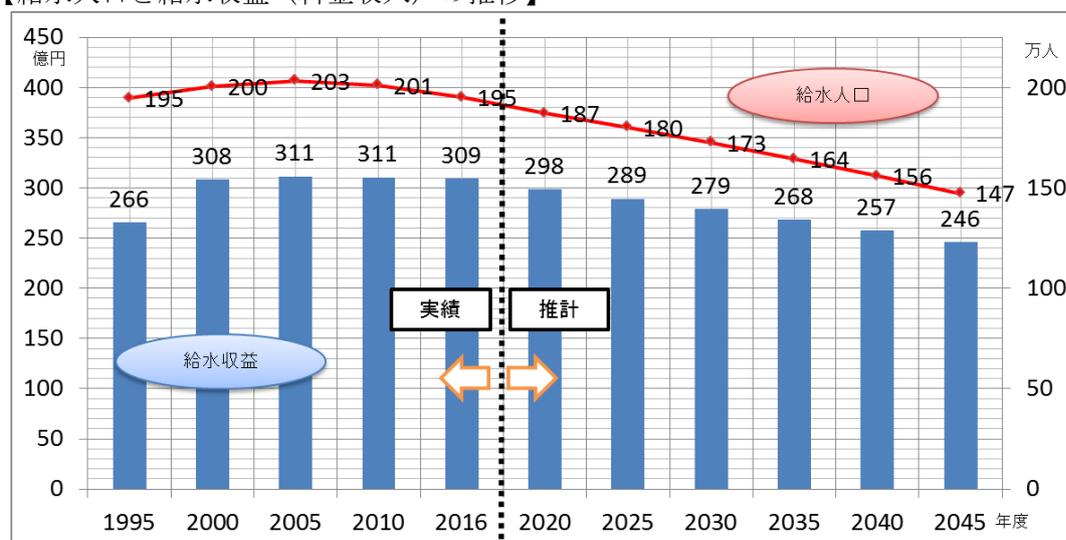
○人口減少の進展等により、2045年(平成57年)の本県における人口は2015年(平成27年)比▲23.4%の約156万人(約▲48万人)になると推計されている。

これに伴い、上水道事業及び簡易水道事業における給水人口についても、それぞれ2016年(平成28年)比▲23.5%の約137万人(約▲42万人)、▲36.4%の約10万人(約▲6万人)となり、両事業の合計では同比▲24.5%の約147万人(約▲48万人)になると推計される。

○このような主として人口減少に伴う給水人口の減少により、上水道事業及び簡易水道事業における給水収益(料金収入)についても、それぞれ2016年(平成28年)比▲18.9%の約230億円(約▲54億円)、▲36.2%の約17億円(約▲9億円)となり、両事業の合計では同比▲20.4%の約246億円(約▲63億円)になると推計される。

○このように、今後料金収入は大きく減少することが予想され、各事業体における経営状況に大きな影響を及ぼすことが懸念される。また、現在の施設規模についても、需要に対して過大となることが想定される。

【給水人口と給水収益(料金収入)の推移】

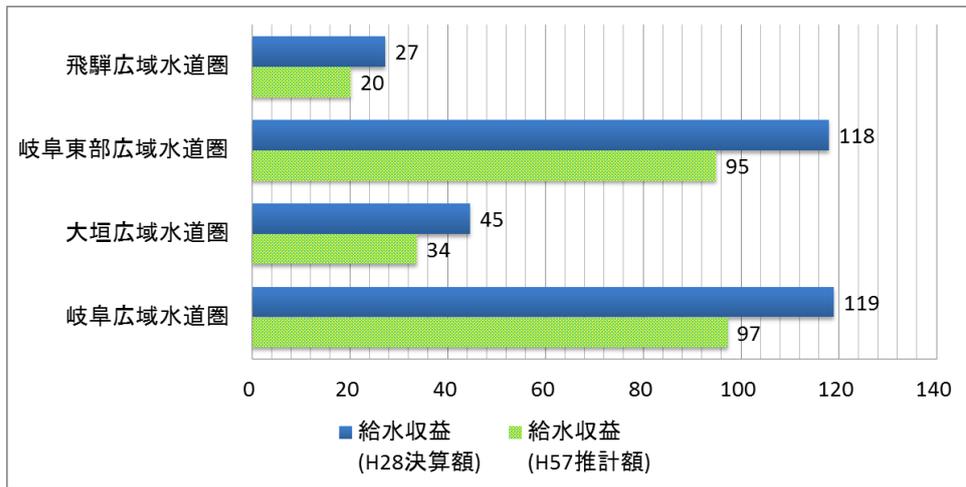


※実績値は地方公営企業決算状況調査から、推計値は今回シミュレーション結果から

## □地域別の状況

- 4つの広域水道圏別に見ると、人口減少の影響が最も大きい地域は飛騨広域水道圏であり、給水人口は2016年（平成28年）比▲35.6%の約10万人（約▲5万人）、給水収益については同比▲26.3%の約20億円（約▲7億円）と推計されている。
- 人口減少の影響が最も小さい地域は岐阜広域水道圏であり、給水人口は2016年（平成28年）比▲21.4%の約69万人（約▲19万人）、給水収益については同比▲18.3%の約97億円（約▲22億円）となっている。
- 飛騨広域水道圏については、給水人口の減少率と給水収益の減少率の差が9.3%と他の広域水道圏と比べて大きくなっており、給水人口の減少幅に比べ給水収益の減少幅は小さい。これは、有収水量に占める家庭用以外（工場用、その他）の割合が高いためと考えられる。
- 大垣広域水道圏については、水道料金が他地域に比べ安価な市町村が多いため、給水収益の規模及び減少幅は比較的小さくなっている。

【水道圏別の給水収益の推計】



## □事業体別の状況

- 今回のシミュレーションにより給水収益が増収となった事業体は、上水道事業と簡易水道事業を合わせて1事業体のみである。
- 上水道事業では、給水収益の増減割合が▲10%～▲19%が12事業体と最も多い。簡易水道事業においては、人口減少が急速に進行する中山間部等を給水区域としていることが多いため、半数近い9事業体が給水収益の減収が▲40%を上回る推計となった。特に小規模事業体では、今後さらに経営に大きな支障が生じることが懸念される。

【給水収益の増減割合別事業体数】

給水収益の増減割合	0%以上	0%～▲9%	▲10%～▲19%	▲20%～▲29%	▲30%～▲39%	▲40%以下	合計
上水道事業	1	3	12	10	8	4	38
簡易水道事業	0	1	2	4	3	9	19

※簡易水道事業の 19 事業体には、平成 29 年度末時点で上水道事業に統合された 7 事業体（関市・中津川市・美濃市・恵那市・郡上市・池田町・八百津町）を含む。

### 3-2-2-2 更新需要シミュレーションの結果

#### □全体概要

- 推計にあたり、基礎数値となる水道事業に係る建設改良費については、半数以上の事業体から固定資産台帳等の実数値「A」が報告された。一部に推計値を含む「B」も含めると、77.5%（A, B）の事業体から実数値に近い基礎数値を得ることができた。
- 一方で、22.4%（C, D, E）の事業体では台帳が整備されていない等の理由により、過去の建設改良費が正確に把握できていない状態であった。
- 特に簡易水道においては、推計値をベースとするC, D, Eの割合が高く、小規模な事業者では台帳等の整備が遅れている状況が推定される。

- A 資産台帳等に基づく実数値
- B 資産台帳等に基づく実数値であるが、一部に推計値を含む
- C 決算統計の数値を基本とする推計値
- D C以外の推計値
- E その他

#### 【建設改良費の計上方法】

	A	B	C	D	E	計
上水道	22	11	2	3	0	38
簡易水道	3	2	1	2	3	11
計	25	13	3	5	3	49
	51.0%	26.5%	6.1%	10.2%	6.1%	100.0%

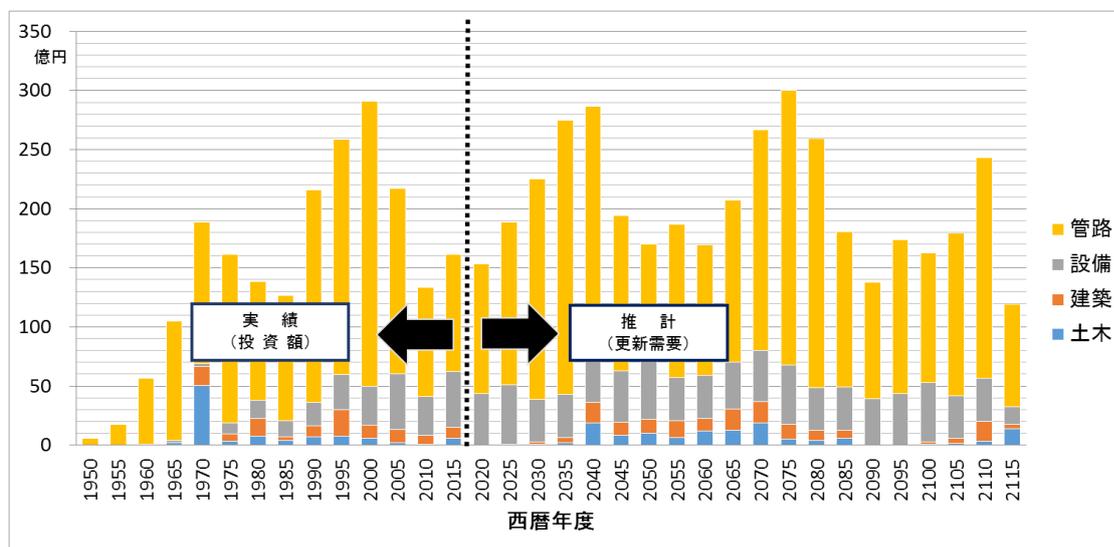
Dの内訳：決算書から推計、工事台帳から按分して推計 等

Eの内訳：上水道と統合時に除却のため0計上

- 建設投資額については、1970年度（昭和45年度）から1978年度（昭和53年度）頃にかけて約210億円をピークとする第一の山がある。1986年度（昭和61年度）頃から再度増加傾向となり、2001年度（平成13年度）の約330億円をピークとする最も大きな第二の山がある。その後減少に転じるが、2012年度（平成24年度）頃からやや増加傾向にある。
- 資産の健全度については、2017年度（平成29年度）推計の設備及び管路では50%以上が耐用年数の1.5倍を超えた「老朽化資産」と推計され、早期の更新が必要と想定される。また、更新を行わない場合は当然、耐用年数以内の「健全資産」の割合は減少し、2037年度（平成49年度）には全体で約20%となる。

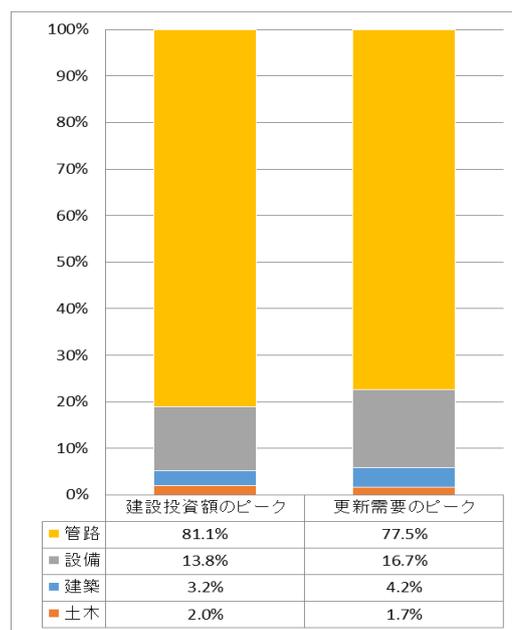
○耐用年数の 1.5 倍以内で更新を行うことにより、おおむね半分以上の資産において「健全資産」として健全度を保つことができると推計される。

### 【建設改良費（実績・推計）の推移】



○更新需要については、今後増加傾向が継続し、2040 年度～2044 年度（平成 52 年度～平成 56 年度）に第一のピークを迎え、単年度換算で約 286 億円の需要が推計される。その後、2075 年度～2079 年度（平成 87 年度～平成 91 年度）に第二のピークを迎え、単年度換算で約 300 億円の需要が推計される。これは、資産の約 8 割を占める管路の更新サイクル（実使用年数 40 年）とほぼ一致する。

○建設投資額のピーク時である 2001 年（平成 13 年）と更新需要のピーク時である 2075 年度～2079 年度（平成 87 年度～平成 91 年度）における建設投資額と更新需要額に占める各区分の割合を見ると、それぞれに大きな差はなく、管路が約 80%、設備が約 14%～16%、建築が約 3%～4%、土木が約 2%を占める。



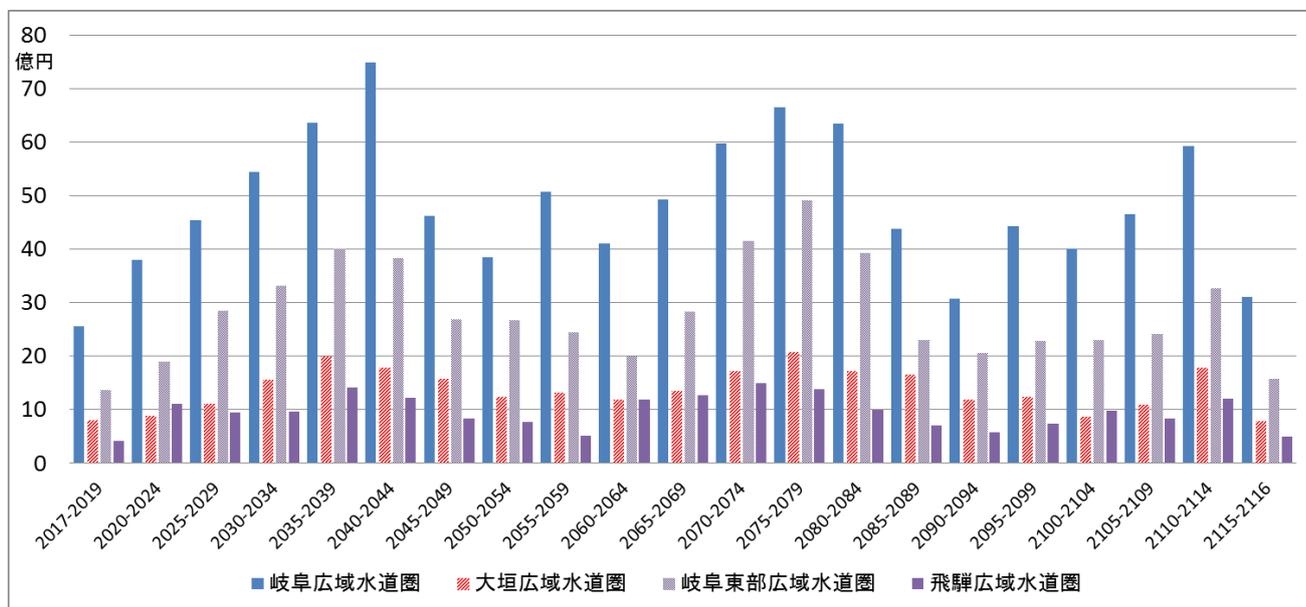
### □地域別・事業体別の状況

○4 つの広域水道圏別に見ると、過去の建設投資の状況に大きな差はないため、今後の更新需要についても、全ての水道圏において概ね同様の傾向が見られる。

○資産の健全度については、2017 年度（平成 29 年度）推計の設備では、健全資産の割合が大垣広域水道圏で 47.8%と高く、岐阜東部広域水道圏では 26.4%と低い傾向にある。管路においては、他地域が健全資産 80%以上であるのに対し、岐阜広域水道圏では 26.4%と低い。

○事業体別に見た場合、水道事業の普及・拡大時期には差があるため、建設投資額のピークは当然異なるものである。したがって、今後の更新需要のピークや更新サイクルについても、個々の事業体ごとに異なるものとなる。

### 【広域水道圏別更新需要の推移】



### □更新投資の状況に関する調査

本県の「管路更新率」（「経営指標の状況」参照）は 0.75%と全国平均（0.76%）並みであるが、全ての管路の更新には単純計算で 130 年以上を要する。

各市町村における更新投資の状況等を把握するため、平成 29 年 12 月末時点における状況等を調査した。

アンケート調査の結果については、別冊「水道事業に係るアンケート調査結果」のとおり。

【将来予測・更新投資の状況調査の結果から】

- 厚生労働省がすべての水道事業者において実施を推奨するアセットマネジメントについては、多くの事業者で実施済みまたは実施予定であるが、約 2 割の事業者では実施予定がない。また、実施済みの場合でも精度に課題を残す事業者もある。
  - その結果、計画的な更新投資ができていない事業者とそうでない事業者に差が生じており、施設更新・資金確保の取組みは必ずしも十分ではないというのが現状である。
  - 更新投資を適切に行えていない要因の多くは「財源不足」「職員数不足」であり、「財源面での支援」と「知識・技術面での支援」が求められている。
  - 一方、今後料金収入の減少と更新需要の増大は必至であり、まずは各事業者が中長期的財政収支に基づき、適切な料金設定による収入の確保と施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくための自助努力が基本となる。
  - 今後は、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、更新積立金等の資金確保方策を進めるとともに、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供の在り方等について、具体的検討を推進する必要がある。
- ※ 厚生労働省健康局水道課「『水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き』について」から一部引用

### 3-3 地域別連携テーマの検討状況

#### 3-3-1 岐阜広域水道圏

水源を豊富で良質な地下水としている事業者が多く、経常収支比率等の経営指標は比較的良好である。また、圏域北部では市町村合併が進んでいることもあり、全体として市町を越えた広域化（事業の統合等）の意識はあまり高くない。

一方で、災害・危機管理対応や技術力向上・適正料金設定のための勉強会等では広域化の必要性が認識されている。

まずは広域水道圏内の互いの経営や施設の状況について十分な意見交換が必要であるため、勉強会を開催した。

#### 【部会における検討状況】

○部会に所属する市町村がローテーションにより事業概要を説明する勉強会を開催

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度		
回 数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
開催時期	H30. 2. 5	H30. 6. 12	H30. 8. 8	H30. 10. 26
説明事業者	・ 岐阜市	・ 関市 ・ 美濃市 ・ 羽島市	・ 各務原市 ・ 山県市 ・ 瑞穂市	・ 本巣市 ・ 郡上市 ・ 岐南町 ・ 笠松町 ・ 北方町

#### 3-3-2 大垣広域水道圏

水源を豊富で良質な地下水としている事業者が多く、経常収支比率等の経営指標は比較的良好である。施設や管路の共同設置については、多くの事業者が今後も広域化を進める必要はないと考えているなど、全体として市町村を越えた広域化（事業の統合等）の意識はあまり高くない。

地域によっては配水管の整備が困難な飛び地等が多く存在するため、他水道圏に比べ自治体間の合意による区域外給水が多い地域となっている。圏域における現在及び今後の区域外給水の可能性を調査し、区域外給水をきっかけとした広域化の道を探る。

#### 【部会における検討状況】

##### ① 区域外給水の状況

○県内

13 市町の間で 11 件の区域外給水があり、その多くは山や河川などの地形的要因により水道施設整備が困難な場所について、隣接水道事業者からの給水で対応している。

### ○大垣広域水道圏

当該水道圏では上記のうち、7市町の間での7件の区域外給水があり、揖斐川を挟んだ飛び地地区への隣接町からの給水が4件、給水効率を考慮した行政区末端への隣接市町からの給水が3件ある。

#### ② 今後の可能性について

当該水道圏の多くは肥沃な濃尾平野に位置し、優良な農地が広がっているため、都市部以外では水道を必要とする住宅地等も点在することとなっている一方で、地下水資源も豊富であるため、小規模な水道施設が多数存在する状況もあり、水道施設の広域化・効率化が難しい面もある。

また、点在する住宅地等は、当該自治体の水道施設（水道水源）からは遠いが、隣接する自治体の水道施設には近いという場合も散見される。こういった場合についても、隣接自治体と連携して区域外給水を導入することによって、水道施設を効率化することが可能である。

### 3-3-3 岐阜東部広域水道圏

4町村を除き、県営水道用水供給事業の供給を受けている地域であり、受水市町は「岐阜東部上水道広域研究会」を組織し、広域的体制へ向けた取組みについて調査、検討を行っている。

地域内水源に乏しく、県南部の地下水を水源とする市町村に比べ給水原価(円/m<sup>3</sup>)が高く、水道料金が比較的高い傾向にある。

また、施設の老朽化対策、耐震化対策を最重要課題と考える事業体の割合が比較的高く、施設・管路の共同設置、業務の共同発注、工事発注を効率的に執行する広域化の必要性について、意識が高い地域である。

#### 3-3-3-1 水道事業の将来を考える勉強会（加茂地域）

##### ① 経緯

生活基盤施設耐震化等交付金の補助メニューに広域化事業が創設されたことを契機に、県内における当該補助メニューの活用方策について、モデル的に検討を行った。

大規模な市町村合併を行っていない地域や施設状況が似通った地域を比較検討した結果、木曽川の右岸地域で隣接していること、大部分が東部広域水道の用水供給により水道事業を運営している受水市町であること、「みのかも定住自立圏共生ビジョン」を形成しており、従来から結びつきが強い地域であること等から、加茂地域の1市3町をモデル地域として検討を行うこととした。

○モデル地域 1市3町 美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町

○勉強会参加者 1市3町+県（市町村課、業務水道課、可茂保健所）

##### ② 検討内容・検討状況

###### ○平成27年度

交付金の活用を前提として広域化した場合、給水区域の再編による施設の統合、合理化等によりどれだけ交付金が活用できるか、その後の運営基盤強化事業に交付金を受けることができるかを主

眼に、金銭面でのメリットを検討。

○平成 28 年度

他市町村の市町村合併した際の事業統合に係る事務手続き等を参考に、広域化に係る調整事項等の洗い出しを実施。

広域化を視野に、経営戦略策定業務委託の共通仕様書の検討を実施。

○平成 29 年度

共通仕様書を基に経営戦略を策定する過程で比較検討を実施。

広域化を検討するための委託事業を平成 30 年度に共同発注するための協定や仕様書等の検討を実施し、平成 29 年度末で勉強会は終了。

### 【加茂 1 市 3 町水道事業の広域化検討状況】

○美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町における水道事業について、

平成 29 年度に策定した経営戦略で、単独経営の場合の料金値上げを含む新たな財源確保が必要となる時期を試算。

○平成 30 年 8 月末に、「加茂地域水道事業経営戦略

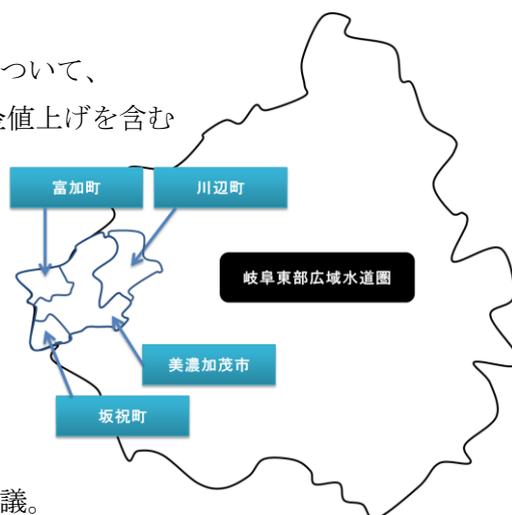
(広域化等検討) 策定業務に関する協定」を締結。

○9 月末に、経営戦略や勉強会の検討結果を基礎資料と

して、①経営戦略等の整理及び分析、②連携方策の検討、③広域化効果の試算及び分析を行う「加茂地域水道事業経営戦略(広域化等検討) 策定業務」を共同発注。

○上記業務を通じて、広域連携効果を試算し、連携方針を協議。

○現在、3 月末の各市町の住民や議会への報告にむけて、検討結果を取りまとめ中。



### 3-3-3-2 岐阜東部上水道広域研究会

#### ① 設立の経緯

岐阜県営水道は、平成 16 年度に外部有識者で構成する「岐阜東部水道事業経営改革検討委員会」から、地域の特性を踏まえ、自然・社会・事業環境が変化しても「持続可能で自立した安定供給体制の確立」を達成するため、将来の水道事業のあり方として、「水道用水供給事業と水道事業の統合(一元化)」、「民間的経営手法の活用」、「危機管理の強化」、「技術の継承」についての提言を受けた。

これを受け、平成 17 年度から 20 年度にかけて、県営水道と受水市町で構成する「水道事業将来構想調査委員会」を組織し、「岐阜県営水道ビジョン」を平成 20 年 9 月に策定した。

平成 28 年 7 月、厚生労働省新水道ビジョンの方針を踏まえて「新岐阜県営水道ビジョン」を策定するにあたり、県営水道と受水市町において「岐阜東部上水道広域研究会」を立ち上げ、広域連携による水道用水供給事業と水道事業における事業の合理化に係る検討を行っている。

#### ② 取組み状況

○災害時応急給水支援施設

受水市町の避難所等、災害時の重要施設付近にある県営水道の送水管から直接給水ができる「応急給水設備」を設置し、受水市町はこれに対応した応急給水栓や接続ホースを整備した。

また、受水市町の配水管及び配水池の被災時において、県送水管から市町配水管へ直接送水できるように、「支援連絡管」を整備することにより、病院や避難所等の重要施設への迅速な給水が可能となる。支援連絡管は、平成 27 年度に全受水市町の整備が完了。

#### ○防災訓練

大規模地震などによる水道施設被害への対応のため、協働で年 1 回防災訓練を実施。

訓練では、情報伝達訓練及び応急給水訓練、工事施工業者参加による管路応急復旧訓練等を実施。

#### ○水道管路情報の共有化

緊急時の初動対応強化のため、水道管路情報の共有化を図り、漏水事故等発生時における相互支援体制を確保している。

#### ○統合的な水質管理

県営水道と受水市町の水道職員で水質調査を協働実施、水質データの共有などにより、統合的な水質管理を実施。

県営水道は、必要に応じて受水市町へ情報提供、技術支援を行い、水源から給水栓までの水質的課題の把握とその改善を目指した取組みを実施。

#### ○支援連絡管・既存配水池の有効活用

受水市町の配水池更新工事における支援連絡管の活用、県営水道の減圧槽更新工事における受水市町配水池の共同利用など、既存施設を有効活用した連携事業を推進している。

### ③ 今後の取組み方針

水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少に加え、高度経済成長期に建設した施設の更新費用の増大などの課題に直面している。水道用水供給事業の設立時に、それまで各市町の水道事業で運営していた浄水場を統廃合しているため、更なる施設の統廃合の余地は少ないが、ダウンサイジングや施設の長寿命化に取り組む必要がある。また、県営水道と受水市町水道事業がさらに連携することで、効率的な運用が期待できる。

このことから、県営水道と受水市町の水道事業における広域的体制については、水道事業の基盤強化にかかる有効な手段のひとつとして、引き続き、受水市町と共に検討をしていく。

水道事業の水平統合、垂直統合については、情報収集に努めながら、関係する事業体の状況や諸情勢を踏まえ、柔軟かつ前向きに対応していく。



### 3-3-4 飛騨広域水道圏

市町村合併が進んでおり一つの事業体が広大な面積を有することや、簡易水道等の経営基盤が脆弱な水道事業の統合・経営基盤の安定化が当面の課題であることなどから、施設や管路の共同設置については今後も広域連携で進める必要はないと考えているなど、全体として市村を越えた広域化（事業の統合）の意識はあまり高くない。

一方で、技術力向上等における人的交流など、ソフト面ではすでに広域化が進んでおり、今後は危機管理マニュアルの共同作成、資機材等の共同購入、管路の管理の一体化等について、連携推進が必要と考えている。中でも、災害時の対応を最重要課題と考える事業体が多いため、防災対策における広域化を研究する。

#### 【部会における検討状況】

#### ①「平成 30 年 7 月豪雨災害」における水道事業への被害に対する広域的な連携（支援）の状況

##### ○下呂市における被災状況と他市町村等から受けた支援内容

被害の状況	広域的な連携（支援）の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水部の被害</li> <li>・高濁による取水制限</li> </ul>	日水協岐阜県支部による給水車を使った応急給水支援（岐阜市、多治見市、土岐市、各務原市、高山市、羽島市、中津川市）延日数 3 日、延 15 箇所

##### ○飛騨広域水道圏内における支援の状況

・被災団体：下呂市      ・支援団体：高山市

被害の状況	広域的な連携（支援）の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水部の被害</li> <li>・高濁による取水制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下呂市へ給水車 1 台を派遣し、給水活動を行った。（延べ日数 3 日、延べ人数 6 名の給水支援活動）</li> <li>・災害用に備蓄していた応急給水袋 400 袋を提供</li> </ul>

#### ②今後、防災対策に関し広域連携等の検討が必要な事項

##### ○災害（事故）発生時の応援体制

（飛騨広域水道圏部会に属する市町村間での給水車や資材借用の協定等、応援体制の整備）

##### ○受入側の体制の整備（人員配置、地図等資料提供など）

##### ○資材の確保（仮設資材）

## 4 今後の進め方

### 4-1 水道法改正と新たな広域化検討の動き

本研究会における検討と並行して、国において、広域化推進に関係する法整備や検討が進行しており、県内においても、これらの動きと整合を図り、広域化の検討を進めていく必要がある。

#### 4-1-1 水道法改正

平成 30 年 12 月 12 日、「水道法の一部を改正する法律」が公布された。改正法では、都道府県は「市町村の区域を越えた広域的な水道事業者等の間の連携等」を推進するよう努めなければならない旨が規定されている。

また、国が定める基本方針に基づき、都道府県が関係市町村及び水道事業者の同意を得て「水道基盤強化計画」の策定ができるとともに、都道府県や関係市町村等から成る「広域的連携等推進協議会」の設置をすることができるとされており、今後関連規定の整備が行われる。

<水道法の一部を改正する法律の概要> (厚生労働省資料より)

#### 1. 関係者の責務の明確化

- ① 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ② 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

#### 2. 広域連携の推進

- ① 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ② 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

#### 3. 適切な資産管理の推進

- ① 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

#### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFI の一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

#### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

### 4-1-2 「広域化推進プラン」について

平成 31 年 1 月 25 日、総務省と厚生労働省は各都道府県に『水道広域化推進プラン』の策定について」を通知した。この通知では、平成 34 年度までに、都道府県が、これまでの検討状況を踏まえるとともに、水道法上の「水道基盤強化計画」の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等について「水道広域化推進プラン」を策定し、市町村等の水道事業の広域化の取組を推進することを要請している。

#### <水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項>

- (1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来（40 年～50 年程度が望ましい）の見通し
  - ① 給水人口、産業の動向、有収水量、利用可能な水資源の状況といった自然・社会的条件
  - ② 水質の維持管理状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質
  - ③ 従事している職員の状況（専門的な人材の状況を含む。）、業務委託等の実施状況、他の事業者との連携といった経営体制
  - ④ 浄水場、管路等の主な施設の状況（給水能力、経年化、耐震化の状況を含む。）、更新を要する主な設備の状況といった施設等の状況
  - ⑤ 一定の水準で施設更新を行った場合の更新投資額、各年度の収益的支出（人件費、運営費、減価償却費などの内訳を含む。）、給水原価、経費をすべて料金で賄う場合の供給単価といった経営指標
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
- (3) 今後の広域化に係る当面の具体的取組の内容（想定される広域化の圏域とその方策）及びそのスケジュール

## 4-2 広域化に向けた取組みの継続

本県における今後の広域化検討については、法改正や総務省及び厚生労働省の方針を踏まえ、以下のとおり継続して取り組む。

### 4-2-1 改革の方向性と留意点

- 各事業者（水道用水供給事業者を含む）が、地域の実情に応じて、適切な広域化等の形を選択するものであるが、広域化等の類型の中で、事業認可、組織、料金体系、管理を一体化する事業統合も視野に入れて広域化等の検討を行う。
- しかしながら、初めから完全な形での事業統合のみを目指すのではなく、施設の共同設置、管理の一体化、施設管理の共同化など広域化等の多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形で広域化等に着手し、「できることから」広域化等を進めることとする。
- 共同発注や共通する事務の委託などはスケールメリットが働くことから、民間活用を広域化等の梃子として段階的に広域化等を進めていく、という手法も検討する。
- 広域化等の検討に当たっては、連携する相手方との関係や地域の実情に応じて広域化等の効果や実現可能性が大きく異なるという課題があることから、広域化等のパターンや単位としては、現在検討を行っている広域水道圏単位を基本としながら、各市町村間で進める広域化等に関する調査・検討にも配慮し、経営の現状・課題や将来推計についての情報を共有した上で、適切な連携の組合せの選択に向けて検討する。
- 広域化等の効果を客観的に、また十分に説明する必要があるため、各市町村においては客観的な指標等に基づいて自らの経営に関する現状分析を行うとともに、「投資・財政計画」を主たる構成要素とする「経営戦略」の策定・見直しに当たって、詳細な更新需要、給水原価等についてシミュレーションを行い、比較、分析を進める。
- 県は、市町村の段階的な広域化等への円滑な着手を促すため、今後も研究会の事務局を担い、客観的な指標等に基づく分析、広域化等の効果や事例の周知を図るとともに、広域化等の取組みによる各種シミュレーション分析について各市町村の経営戦略と連携した形で実施されるよう、積極的な役割を果たす。

※ 公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書（総務省：平成 29 年 3 月）から一部引用

### 4-2-2 本県における広域化等の検討

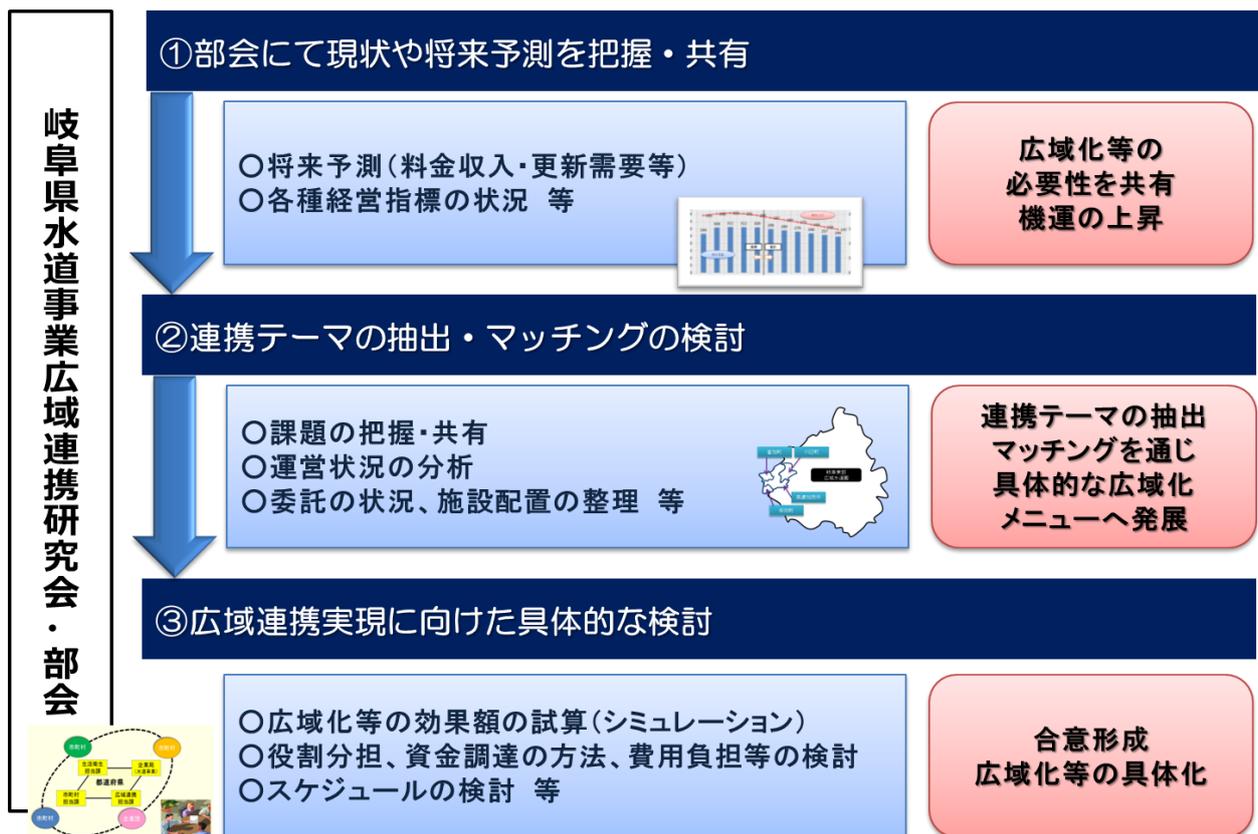
○平成 29 年度に行ったアンケート結果から、施設の老朽化対策や維持管理については、県内のほとん

どの事業体が最重要課題であると考えている一方、約 3 割が更新需要のピークを把握していないなど、対策が進んでいない事業体がある。また、推進すべき広域連携の取組みとして管理の一体化や施設の共同化を挙げる事業体は 3 割程度と少ない。

○各種経営指標の状況からは、県内市町村の水道事業体において危機的な経営状況を示すものではなく、概ね健全経営が行われていると見られる。

○しかしながら、施設・設備の老朽化が表面化しておらず、現状では一般会計からの繰入等により経営指標の見た目の数字上は際立った危機感を抱く状況になかったとしても、これからの人口減少や施設・設備の更新需要等の厳しい状況に対しては、目先のコスト削減では対応できなくなっていくことも考えられる。

○今後は、研究会における検討を契機とし、正確な更新需要の把握や料金収入の将来予測等を行い、広域化や民間活用といった抜本的な改革の必要性について、改めて十分な検討を行う必要があると考えられる。



### 4-3 今後の課題と対応方針

今後広域化等の検討を進めるにあたり、以下のような課題が懸念される。

こうした課題については、部会における近隣市町村の状況把握等の後、更なる詳細な検討を要する。

#### (1) 各水道事業体における格差

課 題	対応方針
<p>施設・設備の現在の整備水準に格差がある。</p> <p>経営状況にも格差があり、統合等にあたっては財政面の不均衡の是正が必要。</p> <p>今後の更新需要等を詳細に把握している事業体とそうでない事業体があり、統合後のメリット、デメリットの検討に支障がある。</p>	<p>更新需要等を把握できていない場合は、アセットマネジメントの手法等を活用した現状分析と中長期的な将来予測を早急を実施する必要がある。</p>
<p>統合を検討する場合は、料金統一が困難。料金が上がることとなった場合には、住民等の理解をいかに得ていくか。</p>	<p>各種広報等により、今後の経営状況、経営戦略の周知と住民理解の促進。</p> <p>料金についても、原価（減価償却費や資産維持費等も含む）に基づく適切な料金となっているかを検証し、併せてPRする必要がある。</p>

#### (2) 広域化等の必要性の認識

課 題	対応方針
<p>現状で経営状況が比較的良好な場合、広域化を検討しようとする動機を見出せない。</p>	<p>各地域、市町村における課題は異なるため、事業統合等の一律の対応ではなく、地域特性を考慮したうえで同一の課題を共有する事業体間における広域化も選択肢に。</p> <p>今後の将来予測を正確に把握のうえ、広域化等のメリットを十分に認識し、機運を醸成する必要がある。</p>

#### (3) 人材不足

課 題	対応方針
<p>市町村では少ない職員の中、他の検討課題が多く、広域化等を検討するための人材不足が懸念される。</p>	<p>限られた職員を有効活用するためには、民間企業等へのアウトソーシングや官民連携、ICT活用による省力化等についても、広域化等と並行して検討する必要がある。</p>
<p>広域化等の検討にあたっては、音頭をとる推進役・調整役も必要。</p>	<p>引き続き、「水道事業広域連携研究会」や「岐阜東部上水道広域研究会」といった既存の組織を活用した検討を継続。</p> <p>県は事務局として、その推進・調整役を担う。</p>

#### (4) 地理的条件

課 題	対応方針
市町村合併等により広大な区域を有しており、施設が点在するなど物理的に広域化のメリットを見出しにくい地域もある。また、地勢文化等の違いがあり、広域化圏域を定めるのが難しい場合も。	各地域、市町村における課題は異なるため、事業統合等の一律の対応ではなく、地域特性を考慮したうえで同一の課題を共有する事業体間における広域化も選択肢に。

#### (5) 費用・財源

課 題	対応方針
システムの共同化等にあたっては、事業者間の業務の統一に際し、多額の費用がかかることが懸念される。	まずは各事業体における経営合理化の徹底等により経営基盤の強化を図ることが不可欠。 また、統合等に伴うスケールメリットとの比較検討により、合理的かどうかの検討が必要。

#### (6) その他

課 題	対応方針
どこの団体と何を広域化すればよいのか、きっかけや手がかりがつかめない。	引き続き、「水道事業広域連携研究会」や「岐阜東部上水道広域研究会」といった既存の組織を活用した検討を継続。

## 5 参考資料

### 5-1 水道事業の広域連携に関する国通知

#### 5-1-1 水道事業の広域連携の推進について

生食水発 0302 第 1 号  
平成 28 年 3 月 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部水道課長  
（公印省略）

#### 水道事業の広域連携の推進について

日本の水道は、平成 25 年度末で普及率 97.7%と大部分の国民が水道による水の供給を受けている状況を実現するとともに、水質の面でも世界に誇る「安全でおいしい水」の供給を達成していますが、一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面しており、国民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取組が喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、厚生労働省では、これまでも都道府県に対して、都道府県水道ビジョンの作成により都道府県内における水道事業が目指すべき方向性等を示すことや、都道府県内の水道事業の広域化の推進を図っていただくことをお願いしてきたところです。

今般、水道事業の広域連携について、総務省より別添のとおり通知が発出されました（「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成 28 年 2 月 29 日付け各都道府県総務部長（市町村担当課、広域連携担当課扱い）・各都道府県企業管理者宛総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長通知）以下「総務省通知」という。）。

広域連携は水道事業の基盤強化のための有力な方策であり、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、総務省通知の趣旨を踏まえ、市町村担当課等の関係部局と十分に連携・協力の上、市町村等の水道事業の広域連携について、早期に検討体制を構築し、検討を進めていただくようお願いします。

なお、総務省通知において、検討体制の設置状況等を調査し、公表する予定であることが示されていますが、厚生労働省としても同調査を総務省と協力して実施するとともに、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の場で都道府県における広域連携の推進状況についてフォローアッ

プすることとしております。

また、総務省通知において、各市町村等の現状分析及び将来予測を行うことを求めています。その実施にあたっては、各水道事業者におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的資産管理）による更新需要の把握が有効であることを申し添えます。

厚生労働省においては、広域連携の推進を含む、水道事業の基盤強化方策について、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会（座長：滝沢智 東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し検討を進め、平成 28 年 1 月に、都道府県が推進役となって水道事業の広域連携を推進すべきこと等を内容とする「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」（以下「中間とりまとめ」という。）をとりまとめましたのでお知らせします（「水道事業基盤強化方策検討会中間とりまとめについて」（平成 28 年 3 月 2 日付け各都道府県水道行政担当部（局）長宛厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課事務連絡））。

なお、中間とりまとめで示された事項等については、厚生科学審議会生活環境水道部会の下に設置した水道事業の維持・向上に関する専門委員会においてさらに議論を深める予定であります。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項（技術的助言）に基づくものです。

## 5-1-2 水道事業の基盤強化に向けた取組について

生食水発 0302 第 2 号

平成 28 年 3 月 2 日

都道府県水道行政担当部（局）  
厚生労働大臣認可水道事業者  
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長  
（公印省略）

### 水道事業の基盤強化に向けた取組について

日本の水道は、平成 25 年度末で普及率 97.7%と大部分の国民が水道による水の供給を受けている状況を実現するとともに、水質の面でも世界に誇る「安全でおいしい水」の供給を達成していますが、一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面しており、国民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取組が喫緊の課題となっています。

厚生労働省では、これらの課題に対し、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月厚生労働省健康局水道課作成）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきました。

さらに、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会（座長：滝沢智 東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し、平成 28 年 1 月に、都道府県が推進役となって水道事業の広域連携を推進すべきこと等を内容とする「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」（以下「中間とりまとめ」という。）（「水道事業基盤強化方策検討会中間とりまとめについて」（平成 28 年 3 月 2 日付け各都道府県水道行政担当部（局）長宛厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課事務連絡参照）をとりまとめました。

中間とりまとめで示された事項等については、厚生科学審議会生活環境水道部会の下に設置した水道事業の維持・向上に関する専門委員会においてさらに議論を深める予定としていますが、中間とりまとめのうち、主な内容について下記に示しました。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、水道事業の広域連携に係る検討や貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の指導・監督等の際の参考にされるとともに、貴管下の水道事業者等に対しても周知いただくようお願いいたします。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項（技術的助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 都道府県における広域連携の検討について

水道事業の広域連携については、「水道事業の広域連携の推進について」（平成28年3月2日付け各都道府県水道行政担当部（局）長宛厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）（別添）により早期の検討体制の構築等をお願いしているところですが、中間とりまとめでは次のとおり示されていますので、都道府県において広域連携の検討を進めるにあたり、適宜参照いただくようお願いします。

#### ① 広域連携の趣旨

広域連携の趣旨は、経営規模拡大によるスケールメリットの創出に加え、水道事業者ごとに必要な人材を確保し続けることが困難な場合における人材確保という意義が大きいこと。

簡易水道については、従前より統合を進めていただいているところであるが、統合を行ってもなお十分な人材が確保できない場合には、さらに広域での連携を図るべきであること。

#### ② 圏域の設定

水源とする河川の水系などの地理的状況や、社会的状況等を踏まえ、都道府県内を1～数個の圏域に集約することが考えられること。

#### ③ 広域連携の形態

広域連携の形態は、「広域化」の代表的な形態である事業統合に限らず、経営統合や、人材の融通・派遣、事務的な協力の実施など、様々な手法が考えられ、地域の実情、水道事業者のニーズに応じて選択することが考えられること。

なお、人材の融通・派遣や事務的な協力の実施については、その時々におけるプロジェクト（更新需要の見積もり、施設更新計画の策定、施設更新工事発注時の仕様書作成、料金改訂等）に応じて対応することもありうること。

#### ④ 水道用水供給事業と受水水道事業者との統合の推進

水道用水供給事業と受水水道事業者との統合は、既に管路が連結していることや、水源から給水栓までの一元管理が実現し水質管理が行き届きやすいといった利点があることから、積極的に推進すべきであること。

#### ⑤ 民間企業との連携

水道事業を支える人材の確保としては、民間企業の経営ノウハウや人材の活用にも積極的に取り組むべきであること。

官民連携には、水道事業の個別の業務委託のほか、第三者委託やPFIの活用など様々な形があり、また、官民の共同出資会社の活用や、水道事業者、都道府県、民間企業等が柔軟に交流し、互

いの知恵を出し合う取組も有効であること。

#### ⑥ 広域連携を推進するための人材

広域連携の具体的な内容の検討は、関係水道事業者等と協議の上進めることとなるが、進め方としては、都道府県職員が主導するほか、都道府県下の、水道事業経営に関して多くの知識・経験を有する大規模水道事業者等（都道府県営水道事業・水道用水供給事業を含む。）が中心となって進める等の方法もあること。

### 第2 水道施設の更新・耐震化等について

#### (1) アセットマネジメントについて

アセットマネジメント（施設の修繕、更新、耐震化及び再構築を、長期的視野に立って更新需要を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に行うこと。）は、水道事業を持続的に経営するために必要不可欠な取組であり、従前より、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き等により、その実施をお願いしてきました。

中間とりまとめにおいても、アセットマネジメントの実施を水道事業者に義務付けること等が示されています。

水道事業者等におかれては、引き続き、アセットマネジメントの実施に取り組まれるようお願いいたします。

なお、アセットマネジメントとは、上記手引きにも記載されているとおり、更新需要の試算に止まるものではなく、試算結果を踏まえ、財源も確保した上で、施設の更新等を計画的に実施することまでを含めたものです。

水道事業者等におかれては、この認識のもと、更新需要の試算に止まらず、試算結果を施設の更新計画の策定等に活かしていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、立入検査や認可等の事務を実施するにあたって、この認識に基づき、更新需要の試算を促進するとともに、試算結果を更新計画の策定等に活用するよう働きかけていただきますようお願いいたします。

#### (2) 認可権者による働きかけの強化について

厚生労働省では、大臣認可水道事業者の施設の更新等を促進するため、水道事業者ごとの管路の経年化率及び更新率等のデータを公表しており、今後は、技術管理者等のみならず事業管理者への直接的な働きかけも検討しています。

中間取りまとめにおいても、認可権者による働きかけの強化として、認可権者は水道事業の運営状況に関する情報の公表や、首長や事業管理者への情報伝達に努めるべきこと等が示されています。

都道府県におかれても、管下の水道事業者等について、国と同様に、水道事業者等の経営の状況を比較し把握できるようなデータの公表や事業管理者への直接の働きかけをご検討いただきますようお願いいたします。

### 第3 水道料金の適正化の促進

水道施設は耐震性等を備えたものでなければならないとされ（水道法（昭和32年法律第177号）第5条（施設基準）第3項）、そのような状態を維持するために必要な経費（資産維持費）を水道料金の原価を算定する際に組み込むこととされています（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条）。

中間とりまとめでは、資産維持費として求める水準・内容について国の公的見解を示すべきことや、水道料金の適正化にあたり需要者とのコミュニケーションの充実を図るべきこと、水道法が目的として掲げる「低廉」な水の供給は、「安全」な水を、災害等に対応しうる「強靱」な施設を確保し、かつ、将来にわたって「持続」的に供給することを可能とすることを前提としている点を明確に示すべきこと等が示されました。

水道事業者におかれては、水道料金について、次の点をご確認いただき、必要に応じて、水道料金の見直しの検討に着手していただくようお願いします。

- ・資産維持費を適切に盛り込んで算定した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されているか（水道法施行規則第12条第2号）
- ・供給単価が給水原価を下回らない等、財政の均衡が保たれるよう設定されているか（水道法施行規則第12条第1号）

### 第4 その他

中間とりまとめにおいては、水質、地球温暖化対策、災害時の事業者間連携、地下水利用についても示されています。

都道府県及び水道事業者等におかれては、中間とりまとめも参照の上、引き続き水質の確保等に取組まれるようお願いします。

### 5-1-3 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築について

総財公第3 1 号  
総財営第1 3 号  
平成28年2月29日

各都道府県総務部長  
〔市町村担当課、  
広域連携担当課扱い〕  
各都道府県企業管理者 } 殿

総務省自治財政局公営企業課長

(公印省略)

総務省自治財政局公営企業経営室長

(公印省略)

#### 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

水道事業については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、経営健全化が一層求められています。

このため、総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号, 総財営第73号, 総財準第83号, 総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。)により、中長期的な経営計画である経営戦略の策定を要請し、その策定に当たっては、広域的な連携強化についても、地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための一方策として検討するよう、市町村、企業団及び一部事務組合等(以下「市町村等」という。)に対し求めているところです。

また、「経済・財政再生計画」(経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)第3章をいう。)において、公営企業については、「広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め」とされていることを踏まえ、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表」という。)では、「各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)」が取組内容として設定されています。

市町村等の水道事業の広域連携については、企業団化などの事業統合に限らず、経営の一体化、維持管理業務や総務系の事務処理などの管理の一体化、浄水場などの施設の共同化など様々な方策について、幅広く検討することが必要であるものの、検討の推進役の不在や検討の場の不足等により十分な検討が進んでいないのが現状です。

都道府県においては、市町村を包括する広域自治体として、市町村等の様々な広域連携について検討する場を提供する役割が期待されるところです。

各都道府県におかれては、下記の事項に留意の上、検討体制を早期に構築するとともに、市町村等の水道事業の広域連携について検討していただくようお願いします。

また、この趣旨については、貴都道府県内の各市町村等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

## 記

### 1. 広域連携に関する検討体制の構築等

#### (1) 検討体制の構成

市町村等の水道事業の広域連携について検討を行うため、都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって構成すること。

都道府県においては、技術面や経営面などの観点から幅広く助言等を行えるよう、生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び用水供給事業等の水道事業を運営している企業局等の関係部局が参加した体制とすること。

また、検討体制の事務局は、構成員間の協議により決められるものではあるが、経営戦略の策定と整合性を図る観点から、公営企業を所管する道府県市町村担当課が生活衛生担当課の協力を得て行うことが考えられること。

なお、地理的条件、社会的条件等を勘案し複数のブロックに分けて検討することが望ましい場合には、全体の検討体制の中に、ブロック単位の検討体制を構築することも考えられること。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏など既存の広域連携の枠組みにも十分に留意すること。

#### (2) 検討体制の設置時期

市町村等の様々な広域連携について検討するにはかなりの時間を要することから、できる限り平成28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

#### (3) 検討事項

##### ①各市町村等の現状分析及び将来予測

各市町村等の水道事業について、給水人口や水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費等の現状分析や将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、様々な広域連携による経営効率化の効果について、シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。

##### ②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

市町村等の水道事業の広域連携について、以下に掲げる事項に十分留意の上、検討すること。

- ・ 広域連携については、地域の実情に応じ、できることから相互協力することが重要であり、浄水場や配水池などの施設の共同設置、維持管理業務の共同実施や共同委託、各種システムの共同化等についても幅広く検討すること。
- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏など市町村間の広域連携の仕組みの活用や、市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

- ・ その際、新たに設けられた事務の代替執行や、公の施設の区域外設置等の制度を活用した区域外給水、用水供給事業と受水水道事業の統合など様々な手法について、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。
- ・ 広域連携について検討する際には、住民自治の観点や基礎自治体と広域自治体との適正な役割分担についても十分配慮すること。
- ・ 民間事業者が持つノウハウや技術力、人的資源等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。
- ・ 広域連携や民間活用等の先進事例について十分に分析を行い、各市町村等における活用可能性について、検討すること。

#### (4) 検討の目的

改革工程表において、経営戦略について平成 30 年度までに集中的に策定を推進することとされていることを踏まえ、経営戦略への円滑な反映が可能となるよう、できる限り平成 30 年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

#### (5) 検討結果の公表

検討結果については、都道府県及び市町村等のホームページ等により公表し、広く住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明すること。

#### (6) 検討結果の見直し

検討結果については、市町村等の水道事業の広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直すこと。なお、見直した結果については、公表すること。

### 2. 地方財政措置

平成 28 年度から平成 30 年度までの間、各公営企業(病院事業を除く)が経営戦略を策定する場合、策定に要する経費(上限 1,000 万円(事業費ベース・複数年度通算))の 2 分の 1 について、一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置(2 分の 1)を講ずることとしていること。

水道事業については、経営戦略の策定のために広域化の調査・検討を実施する場合、これらに要する経費を重点的に支援するため、対象経費の上限を 1,500 万円上乘せし、合計 2,500 万円とすることとしているので、関係団体と調整の上、都道府県が構築する検討体制での各種調査・検討においても、積極的に活用すること。

### 3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

総務省においては、市町村等の水道事業の広域連携に関する各都道府県の検討体制の設置状況及び検討状況を把握するための調査を行い、調査結果を公表することを予定していること。

#### 5-1-4 「水道広域化推進プラン」の策定について

総 財 営 第 8 5 号  
生食発第0125第4号  
平成31年1月25日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

#### 「水道広域化推進プラン」の策定について

我が国の水道事業（水道用水供給事業を含む。以下同じ。）を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増しています。こうした中、住民生活に必要なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。

このため、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）である市町村等（市町村、企業団及び一部事務組合等をいう。以下同じ。）においては、市町村の区域を超えて連携して又は一体的に水道事業に取り組む広域化の推進が求められます。この水道事業の広域化とは、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）による改正後の水道法（昭和32年法律第177号）（以下「改正水道法」という。）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものです。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）のほか、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等、多様な方策が考えられます。経営統合による広域化は、単一の経営主体が経営資源を管理することとなるため、経営基盤の強化を図る効果が最も期待できる一方、経営統合の実現が困難な地域においても、その他の広域化により、施設の更新費用の削減や事務処理の効率化のみならず、技術水準の確保等の効果が期待できます。

こうしたことから、これらの多様な広域化を積極的に推進するため、各都道府県に対し、市町村等の水道事業の広域化に関し、検討体制の構築と平成30年度までの検討及びその結果の公表を要請してきました。

平成30年12月に公表された「水道財政のあり方に関する研究会」（座長 石井晴夫東洋大学教授）の報告書においては、今後、多様な広域化の取組をさらに推進していくためには、引き続き都道府県を中心として、具体的かつ計画的な取組を進めていくことが重要であるとされており、改正水道法においても、同様の趣旨から、厚生労働大臣が定める水道基盤強化のための基本方針（以下「基本方針」という。）において水道事業者間の連携等の推進に関する事項を定める（改正水道法第5条の2第2項第5号）こととされているほか、都道府県が定める水道基盤強化計画においても水道事業者間の連携等に関する事項を定める（改正

水道法第5条の3第2項第6号)こととされています。

こうした中、各都道府県知事におかれては、これまでの検討状況を踏まえるとともに、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等について、下記のとおり、「水道広域化推進プラン」を策定し、市町村等の水道事業の広域化の取組を推進されますようお願いいたします。また、貴都道府県内の市町村等に対してもこの趣旨について速やかに周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

#### (1) 水道広域化推進プランについて

水道広域化推進プランは、市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を超えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業に係る広域化の推進方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定める計画であること。都道府県においては、これまでの検討結果も踏まえ、広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で策定すること。

#### (2) 水道広域化推進プランの策定主体

市町村の区域を超えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められることから、水道広域化推進プランの策定は、都道府県が行うこと。

#### (3) 水道広域化推進プランの策定体制

水道広域化推進プランを策定するに当たっては、都道府県において、一義的には市町村財政担当課が主たる取りまとめを行うことが期待されるが、都道府県内の広域にわたる水道事業の効率化や技術的な水準の確保という観点から、水道行政担当課や水道事業を営んでいる企業局等との連携も重要であることから、関係部局が参加する一元的な体制を構築することが望ましいこと。

また、都道府県は、水道事業者である市町村等と十分協議するとともに、区域内の水道事業の状況を俯瞰し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められること。

なお、具体的な策定を進める体制としては、都道府県において既に構築されている広域化に関する検討体制を基本としつつ、改正水道法第5条の4に定める広域的連携等推進協議会を組織し、活用することも検討されたいこと。水道事業者である市町村等においては、自らの事業の経営基盤の強化のために策定される水道広域化推進プランについて、その策定に必要な資産等各種情報を都道府県へ適切に提供するなど、都道府県の水道広域化推進プランの

策定に協力すること。

(4) 水道広域化推進プランの策定スケジュール

水道広域化推進プランは、平成 34 年度末までに策定し、公表すること。

また、策定後においても、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定を行うこと。

(5) 水道広域化推進プランの公表等

水道広域化推進プランを策定又は改定した場合には、積極的に公表し住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明すること。

また、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告されたいこと。

(6) 水道広域化推進プランの策定状況の調査

総務省及び厚生労働省においては、策定状況を把握するための調査を毎年度行い、調査結果を公表することを予定していること。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下に示す項目について所要の検討を行い、その検討結果を水道広域化推進プランに記載することが適当であること。

(1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し

次の項目について、今後の人口減少や更新投資需要の増大等への対応の必要性を反映し、現時点の状況と現行の経営形態で経営を継続した場合の将来見通しを明らかにすること。中長期の課題を把握分析するため、40 年～50 年程度の期間による将来見通しとすることが望ましいこと。

- ① 給水人口、産業の動向、有収水量、利用可能な水資源の状況といった自然・社会的条件に関すること
- ② 水質の維持管理状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ③ 従事している職員の状況（専門的な人材の状況を含む。）、業務委託等の実施状況、他の事業者との連携といった経営体制に関すること
- ④ 浄水場、管路等の主な施設の状況（給水能力、経年化、耐震化の状況を含む。）、更新を要する主な設備の状況といった施設等の状況に関すること
- ⑤ 一定の水準で施設更新を行った場合の更新投資額、各年度の収益的支出（人件費、運営費、減価償却費などの内訳を含む。）、給水原価、経費をすべて料金で賄う場合の供給単価といった経営指標に関すること

(2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果

地域の実情を踏まえながら、考えられる広域化のパターンごとに、(1)の①～⑤の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。④の施設等の状況に関すること及び⑤の経営指標に関することについては、広域化を行うことにより可能となる中長期の施設・設備や更新投資総額の削減の状況、給水原価上昇の抑制幅、求められる料金引上げの抑

制幅等について、分かりやすく示すこと。

### (3) 今後の広域化に係る推進方針等

(1) の課題及び(2)の広域化効果の分析に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的取組の内容(想定される広域化の圏域とその方策)及びそのスケジュールについて記載すること。

なお、スケジュールについては、地域の特性や個別の状況を踏まえて、合理的な期間とすること。

## 3. 水道広域化推進プランの策定に当たっての留意事項

### (1) 水道広域化推進プラン策定のためのマニュアルについて

水道広域化推進プランの策定のために参考となるマニュアルを平成30年度中に別途発出する予定にしているため、策定に当たり参照されたいこと。

### (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組について

水道広域化推進プランは、都道府県が当該区域内の市町村等の経営する水道事業の広域化について策定することが基本であるが、地域によっては、都道府県の区域を超える市町村等との広域化が効果的な場合もあることから、具体的な取組を進める場合には、関係市町村等の意見も踏まえ、必要に応じて都道府県間で調整を図り、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。

### (3) 水道基盤強化計画との関係

水道基盤強化計画は、水道事業の広域化をはじめ、水道の基盤強化を図る上での各種取組の具体的な実施計画であること。その記載事項等については、今後、厚生労働省において策定する基本方針を踏まえ、水道基盤強化計画の策定のために参考となる手引きを示す予定であること。

水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定に先立って、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定しているものであること。

なお、水道基盤強化計画及び水道広域化推進プランの策定の事務が円滑に進むよう、今後、水道基盤強化計画の記載事項等について通知等を発出する際には、水道広域化推進プランの記載事項との関係等について示すこととしていること。

### (4) 都道府県水道ビジョン等との関係

水道事業の広域化も含め、都道府県における水道事業が目指すべき方向等を定めた基本的なビジョンである都道府県水道ビジョンの策定を各都道府県に要請しているところであるが、水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンの広域化に関する記載内容を活用しつつ、2.に示した記載事項に沿ってその内容を充実させることにより策定することも可能であること。なお、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、水道広域化推進プランを策定した後、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」(平成26

年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 3 号厚生労働省健康局水道課長通知別添) の広域化に関する記載事項を参考としつつ広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンへ移行することも検討されたいこと。

また、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知)において、経営戦略の策定を各公営企業に要請しているところであるが、水道広域化推進プランの策定に当たっては、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容を活用することも検討されたいこと。

#### (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進

改正水道法第 2 条の 2 第 2 項において、都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされており、水道広域化推進プランに基づく取組を推進する役割を担うものであること。

また、水道事業者についても、改正水道法第 2 条の 2 第 4 項において、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないとされていることから、水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要であること。

#### 4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費については、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、平成 31 年度から平成 34 年度までの間、標準的な財政需要に基づき普通交付税措置を講じることとしていること。

また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費については、地方財政措置を講ずることとしていること。

なお、詳細については別途通知予定であること。

## 5-2 岐阜県内の広域連携体制

### 5-2-1 「岐阜県水道事業広域連携研究会」設置要綱

#### 岐阜県水道事業広域連携研究会設置要綱

##### (設置の目的)

第1条 施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営環境が厳しくなる中、経営健全化を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給していくための方策として、水道事業の広域連携に関する研究を行うことを目的として、岐阜県水道事業広域連携研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水道事業の現状及び将来の見通し並びに課題の把握や共有に関すること
- (2) 水道事業の様々な広域連携の研究に関すること
- (3) その他岐阜県における水道事業の健全な発展に関すること

2 前項の検討結果について、報告書を作成し公表する。

##### (構成)

第3条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、岐阜県健康福祉部薬務水道課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、岐阜県清流の国推進部市町村課長の職にある者をもって充てる。
- 4 研究会の委員は、別表1に掲げる水道事業体の水道事業担当課長の職にある者をもって充てる。

##### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、研究会の事務を統括し、研究会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

##### (会議)

第5条 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 研究会に別表2のとおり広域水道圏ごとの部会（以下「部会」という。）を置く。部会の構成員は、各水道事業体の係長以下の実務担当者とする。
- 4 部会では、各広域水道圏における水道の現状及び将来の見通し並びに課題を把握し、事業者間で共有するとともに、広域連携に係る実務的な研究を行うものとする。
- 5 上記の部会の他、必要に応じてテーマごとに部会を設置することができる。

(各水道事業体間での検討)

第6条 部会等での研究の結果、広域連携等について、事業化を前提としたより具体的な検討の必要が生じた場合は、該当する委員間で別途検討することとする。

(庶務)

第7条 研究会及び部会の庶務は、岐阜県清流の国推進部市町村課及び健康福祉部薬務水道課並びに保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

別表1 (第3条関係)

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県

別表2 (第5条関係)

部会名	部会を構成する水道事業体名
岐阜広域水道圏部会	岐阜市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、岐南町、笠松町、北方町
大垣広域水道圏部会	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
岐阜東部広域水道圏部会	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町 岐阜県 (用水供給事業)
飛騨広域水道圏部会	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

## 5-2-2 「岐阜東部上水道広域研究会」規約

### 岐阜東部上水道広域研究会規約

(名称)

第1条 本会は、岐阜東部上水道広域研究会（以下、「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、受水市町水道担当者連絡調整会議運営要綱第6条第2項の専門の検討会として、岐阜東部上水道用水供給事業の水道用水供給事業体及び関係水道事業体における広域的体制へ向けた取り組みを視野に入れ、水道事業の基盤強化にかかる調査、検討を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本研究会は、水道用水供給事業体及び関係水道事業体の広域連携にかかる次の調査、検討を行う。

- (1) 危機管理に関すること
- (2) 水質管理に関すること
- (3) 施設整備に関すること
- (4) その他の合理化に関すること

(組織)

第4条 会長1名、副会長1名及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、水道用水供給事業体の関係係長を充てることとする。
- 3 委員は、各関係水道事業体、水道用水供給事業体の関係係長等を充てることとする。

(職務)

第5条 会長は、当研究会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第6条 本研究会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 研究会の議事進行は、会長が行うこととする。
- 3 研究会によって調査、検討した事項は、必要に応じ、連絡調整会議及び受水市町水道担当部課長会議に諮り、承認を得ることとする。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 当研究会の事務局は、岐阜県都市建築部水道企業課で行う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項が発生した場合は、当研究会で協議し決定する。

附 則

この規約は、平成28年7月7日から施行する。

### 5-2-3 広域水道圏について

#### ○区分の要件

「岐阜県水道整備基本構想」（平成 18 年 3 月）では、以下の要件に基づいて広域水道圏を区分している。

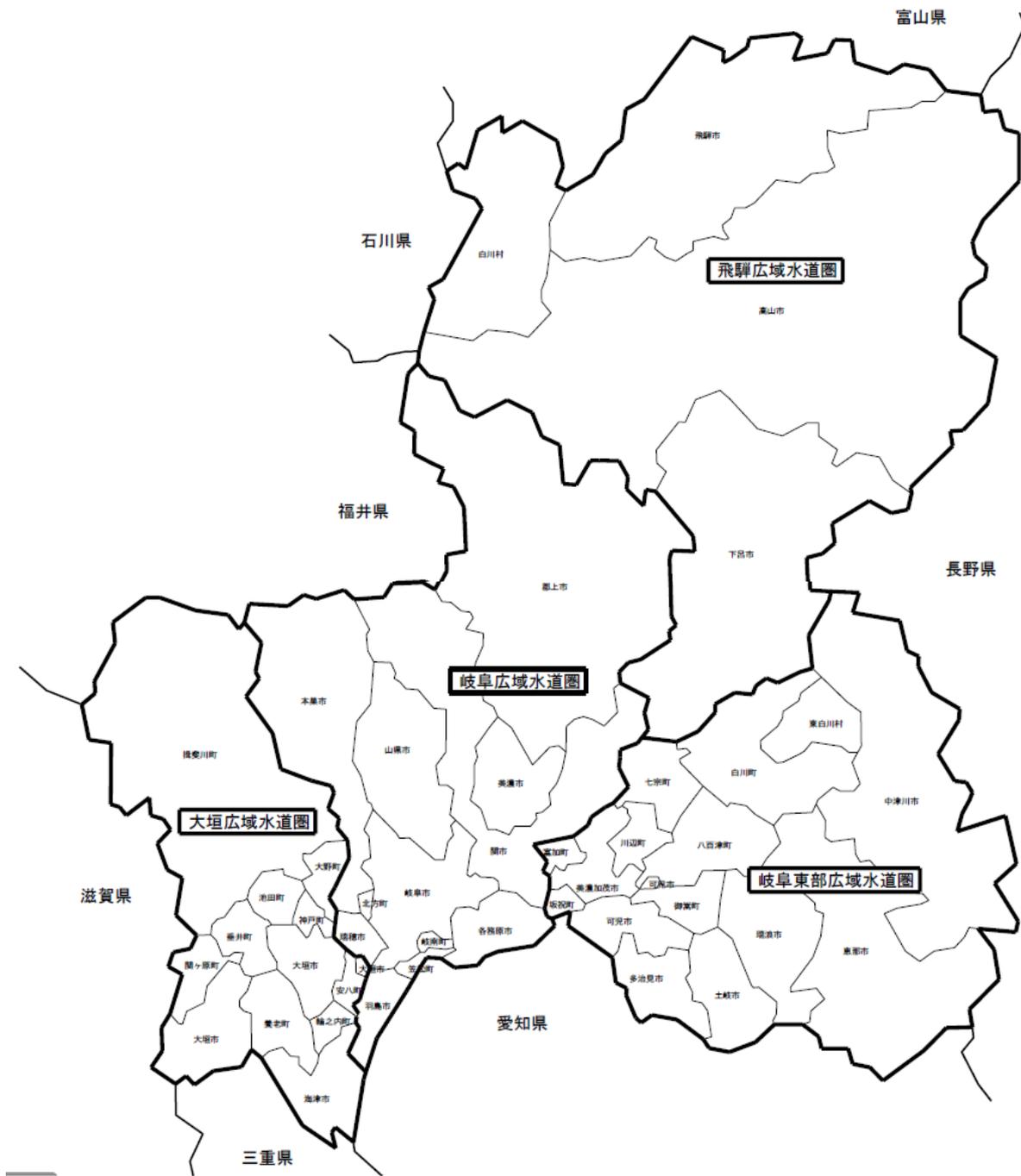
- (1) 地形・水系の自然的条件に適合した地理的範囲であること
- (2) 核となる都市の配置及び交通状況等の社会・経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること
- (3) 他計画での地域区分と著しい違いがないこと
- (4) 圏域の根幹となる技術的・財政的基盤を備えている水道を有している区域であること
- (5) 根幹的施設である水道用水供給事業の給水区域を勘案したものであること
- (6) 全県の地域がいずれかの圏域に含まれること

#### ○広域水道圏の区分

広域水道圏	構成市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
		2017 年国土地理院	2015 年国調
岐阜広域水道圏	岐阜市、関市、美濃市、羽島市、 各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、 郡上市、岐南町、笠松町、北方町 9 市 3 町	2,613.37	951,769
大垣広域水道圏	大垣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、 揖斐川町、大野町、池田町 2 市 9 町	1,432.97	372,399
岐阜東部広域水道圏	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、 美濃加茂市、土岐市、可児市、坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町 7 市 7 町 1 村	2,396.99	558,663
飛騨広域水道圏	高山市、飛騨市、下呂市、白川村 3 市 1 村	4,177.99	149,072
合 計	21 市 19 町 2 村	10,621.29	2,031,903

※端数処理のため面積の合計は一致しない

○広域水道圏の対象区域



## 5-3 将来予測シミュレーションの手法・結果詳細

### ■料金収入シミュレーション

#### ○手法

年間料金収入については、家庭用給水収益と家庭用以外の給水収益の合計により算出する。家庭用給水収益については、一人あたり年間使用料（円／年）に給水人口を乗じて算出する。

$$\begin{aligned} \text{年間料金収入（円／年）} &= \text{家庭用給水収益} + \text{家庭用以外の給水収益} \\ \text{家庭用給水収益} &= \text{一人あたり年間使用料（円／年）} \times \text{給水人口} \end{aligned}$$

- 一人あたり年間使用料（円／年）については、年間家庭用給水収益を給水人口で除して算出する。
- 年間給水収益（家庭用・家庭用以外）、給水人口については、平成 28 年度地方公営企業決算状況調査のデータを使用する。なお、簡易水道事業に関しては、家庭用・家庭用以外のデータ区分がないため、全て家庭用と仮定して試算する。
- 将来の給水人口（人）については、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（社人研将来推計人口）に給水人口の割合を乗じて推計する。
$$\text{給水人口（人）} = \text{社人研将来推計人口} \times \text{給水人口の割合}$$
- 給水人口の割合については、平成 28 年度地方公営企業決算状況調査のデータを使用する。
$$\text{給水人口の割合} = \text{現在給水人口} / \text{行政区域内現在人口}$$

#### ○料金収入の算出

- 平成 28 年度の「一人あたり年間使用料」及び「家庭用以外の給水収益」（水道事業のみ）を固定値とし、給水人口の変動により料金収入の増減をシミュレーションする。
- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」が、平成 27（2015）年 10 月 1 日から平成 57（2045）年 10 月 1 日までの 30 年間（5 年ごと）の将来人口推計であることから、平成 57 年まで試算する。
- 試算の単位は、以下のとおりとする。

- ◇平成 30 年度に事業を運営している市町村の各事業別
- ◇4 つの広域水道圏別（岐阜広域・大垣広域・岐阜東部広域・飛騨広域）
- ◇県計

#### ○注意事項

- 平成 28 年度地方公営企業決算状況調査のデータを使用して推計した「一人あたり年間使用料」及び「家庭用以外の給水収益」を固定値としているため、給水人口の増減以外の様々な要因については、反映されない。

##### 【給水人口の増減以外の要因（例示）】

水道料金の値上げ・値下げ、水道普及率の変動、経済状況に伴う事業用の水道使用量の増減、家庭用・事業用等の単価の相違、簡易水道の統合等の経営合理化 等

- ・水道料金は世帯単位で科されるが、世帯数の増減や1世帯あたりの人数等（独居世帯の増加等）は反映されない。
- ・近年の節水機器や節水マインドの普及（節水トレンド）により、「一人あたり年間使用料」は減少傾向が推定される。

■水道料金シミュレーション基礎データの算出(簡易水道事業)

	決算統計データ	26表01行	29表01行			—	—	29表01行	—
		列003	列003	列005	列016			列019	
		料金収入	行政区域内 現在人口	現在給水 人口	年間総 有収水量	給水人口 の割合	一人あたり 年間使用 水量	供給単価	一人あたり 年間使用料
千円 A	人 B	人 C	m <sup>3</sup> D	% E=C/B	m <sup>3</sup> /年 F=D/C	円/m <sup>3</sup> G=A/D	円/年 H=A/C		
212024	大垣市	76,740	161,992	5,636	549,494	3.48%	97.50	139.66	13,616.04
212059	関市	110,824	89,679	8,600	940,676	9.59%	109.38	117.81	12,886.51
212067	中津川市	450,642	79,775	23,205	2,408,476	29.09%	103.79	187.11	19,420.04
212075	美濃市	55,066	21,242	4,677	426,386	22.02%	91.17	129.15	11,773.79
212091	羽島市	2,275	68,097	231	26,528	0.34%	114.84	85.76	9,848.48
212105	恵那市	402,715	51,249	20,093	2,042,912	39.21%	101.67	197.13	20,042.55
212156	山泉市	57,201	27,838	3,697	429,651	13.28%	116.22	133.13	15,472.27
212199	郡上市	360,565	42,887	23,940	2,499,933	55.82%	104.42	144.23	15,061.19
212202	下呂市	440,771	33,437	26,469	2,845,067	79.16%	107.49	154.92	16,652.35
213411	養老町	19,086	29,831	2,202	204,220	7.38%	92.74	93.46	8,667.57
213616	垂井町	38,019	27,879	4,098	394,355	14.70%	96.23	96.41	9,277.45
214019	揖斐川町	103,056	21,962	10,357	1,146,736	47.16%	110.72	89.87	9,950.37
214043	池田町	133,246	24,292	7,748	724,689	31.90%	93.53	183.87	17,197.47
215040	七宗町	84,428	3,988	3,954	366,775	99.15%	92.76	230.19	21,352.55
215058	八百津町	49,783	11,351	1,982	192,919	17.46%	97.34	258.05	25,117.56
215066	白川町	153,789	8,604	8,455	769,097	98.27%	90.96	199.96	18,189.12
215074	東白川村	48,772	2,303	2,227	194,660	96.70%	87.41	250.55	21,900.31
216046	白川村	21,300	1,648	1,575	280,470	95.57%	178.08	75.94	13,523.81
218201	瑞穂市神戸町水道組合	5,942	73,478	604	57,170	0.82%	94.65	103.94	9,837.75

■水道料金・シミュレーション基礎データの算出(水道事業)

	決算統計データ	01表011行			20表011行			30表011行					一人あたり 年間使用料 円 O=M/B	
		列006 行政区域内 現在人口 人 A	列008 現在給水 人口 人 B	列024 年間総 有収水量 m <sup>3</sup> C	-	列003 給水収益 千円 F	列015 有収水量 (日あたり) m <sup>3</sup> H=I+J+K	列016 家庭用 m <sup>3</sup> I	列017 工場用 m <sup>3</sup> J	列018 その他 m <sup>3</sup> K	-	給水収益 (家庭用) 千円 M=F+L		給水収益 (家庭用以外) 千円 N=F+M
212016	岐阜市	412,523	352,460	39,237,820	85.44%	5,264,826	107,501	81,033	0	26,468	75.36%	3,968,626	1,296,200	11,260
212024	大垣市	162,027	152,128	15,498,480	93.89%	1,761,533	42,482	34,994	0	7,468	82.41%	1,451,679	309,854	9,542
212032	高山市	89,265	88,432	10,589,200	99.07%	1,681,854	29,012	19,151	1,974	7,887	66.01%	1,110,192	571,662	12,554
212041	多治見市	112,299	112,099	11,629,410	99.82%	2,098,246	31,861	25,442	1,397	5,022	79.85%	1,675,449	422,797	14,946
212059	関市	89,679	80,950	10,151,830	90.15%	1,159,764	27,813	21,127	0	6,686	75.96%	880,957	278,807	10,896
212067	中津川市	79,775	55,639	6,558,540	69.74%	1,276,449	17,988	11,899	2,149	3,920	66.22%	845,265	431,184	15,192
212075	美濃市	21,242	16,540	1,927,850	77.86%	269,784	5,282	4,249	0	1,033	80.44%	217,014	52,770	13,121
212083	瑞浪市	38,231	37,607	3,850,470	98.37%	844,277	10,549	8,639	433	1,477	81.89%	691,378	152,899	18,384
212091	羽島市	68,097	61,048	7,234,110	89.65%	572,656	19,819	17,413	109	2,297	87.86%	503,136	69,520	8,242
212105	恵那市	51,249	29,919	3,615,750	58.38%	765,680	9,906	5,548	2,377	1,981	56.01%	428,857	336,823	14,334
212121	土岐市	59,211	59,092	5,889,930	99.80%	1,406,952	16,137	12,653	943	2,541	78.41%	1,103,191	303,761	18,669
212130	各務原市	148,272	146,713	15,603,980	98.95%	2,123,994	42,751	35,193	1,235	6,323	82.32%	1,748,472	375,522	11,918
212148	可児市	101,297	100,919	10,450,710	99.63%	1,939,952	28,632	21,982	6,650	0	76.77%	1,489,301	450,651	14,757
212156	山県市	27,838	23,157	2,711,710	83.18%	338,872	7,429	7,336	93	0	98.75%	334,636	4,236	14,451
212164	瑞穂市	53,909	46,050	4,681,260	85.42%	457,657	12,825	12,825	0	0	100.00%	457,657	0	9,938
212181	本巣市	24,975	24,470	2,603,110	97.98%	362,967	7,132	6,062	357	713	85.00%	308,522	54,445	12,608
212199	郡上市	34,534	32,226	3,363,100	93.32%	345,089	9,213	9,213	0	0	100.00%	345,089	0	10,708
212211	海津市	42,887	12,816	1,585,590	29.88%	213,181	4,344	4,334	10	0	99.77%	212,691	490	16,596
212202	下呂市	33,437	6,677	1,760,440	19.97%	231,231	4,823	2,168	0	2,655	44.95%	103,938	127,293	15,567
213021	岐阜市	35,635	34,563	3,949,980	96.99%	586,324	10,822	8,550	865	1,407	79.01%	463,255	123,069	13,403
213039	笠松町	25,280	25,153	2,691,170	99.50%	233,286	7,373	5,004	516	1,253	76.01%	177,321	55,965	7,050
213041	養老町	22,457	22,232	2,390,920	99.00%	193,525	6,550	5,338	190	1,022	81.50%	157,723	35,802	7,094
213616	垂井町	29,831	27,319	2,335,040	91.58%	376,971	6,397	5,353	0	1,044	83.68%	315,449	61,522	11,547
213624	関ヶ原町	7,311	6,600	855,680	90.27%	162,302	2,344	1,786	216	342	76.19%	123,658	38,644	18,736
213811	神戸町	19,173	19,074	2,065,360	99.48%	172,978	5,658	5,070	294	294	89.61%	155,006	17,972	8,127
213829	輪之内町	9,870	9,736	1,222,590	98.64%	107,678	3,350	3,211	0	139	95.85%	103,210	4,469	10,601
213837	安八町	15,429	15,243	1,443,500	98.79%	157,087	3,955	3,757	0	198	94.99%	149,217	7,870	9,789
214019	揖斐川町	21,962	11,381	1,207,800	51.82%	96,207	3,309	3,147	0	162	95.10%	91,493	4,714	8,039
214035	大野町	23,371	22,069	2,166,920	94.43%	245,153	5,937	4,964	0	973	83.61%	204,972	40,181	9,288
214043	池田町	24,292	17,914	696,680	49.04%	144,265	1,909	1,781	0	128	93.29%	134,585	9,680	11,296
214213	北方町	18,352	17,366	1,764,280	94.63%	144,080	4,834	3,882	0	952	80.31%	115,711	28,369	6,663
215015	坂井町	8,156	8,122	835,140	99.58%	174,255	2,288	1,949	152	187	85.18%	148,430	25,825	18,275
215023	富加町	5,700	5,651	595,110	99.14%	108,814	1,630	1,309	130	191	80.31%	87,389	21,425	15,464
215031	川辺町	10,382	10,097	988,740	97.25%	190,871	2,709	2,534	0	175	93.54%	178,541	12,330	17,683
215058	八百津町	11,351	8,915	963,770	78.54%	229,812	2,640	2,348	186	106	88.94%	204,395	25,417	22,927
215210	御嵩町	18,557	18,484	1,937,400	99.61%	429,892	5,308	3,708	463	1,137	69.86%	300,323	129,569	16,248

## ■ 水道事業の料金収入シミュレーション結果

### □上水道事業

部会	2016年度(平成28年度) 決算額		2045年度(平成57年度) 推計		比較			
	給水人口 (人) A	給水収益 (千円) B	給水人口 (人) C	給水収益 (千円) D	給水人口 (人) E=C-A	E/A	給水収益 (千円) F=D-B	F/B
岐阜広域水道圏	836,611	11,316,714	662,451	9,342,966	-174,160	-20.8%	-1,973,748	-17.4%
大垣広域水道圏	333,754	4,099,657	242,433	3,119,501	-91,321	-27.4%	-980,156	-23.9%
岐阜東部広域水道圏	502,506	10,621,474	387,297	8,729,901	-115,209	-22.9%	-1,891,573	-17.8%
飛騨広域水道圏	119,579	2,276,052	79,278	1,760,481	-40,301	-33.7%	-515,571	-22.7%
計	1,792,450	28,313,897	1,371,459	22,952,849	-420,991	-23.5%	-5,361,048	-18.9%

### □簡易水道事業

部会	2016年度(平成28年度) 決算額		2045年度(平成57年度) 推計		比較			
	給水人口 (人) A	給水収益 (千円) B	給水人口 (人) C	給水収益 (千円) D	給水人口 (人) E=C-A	E/A	給水収益 (千円) F=D-B	F/B
岐阜広域水道圏	41,749	591,873	27,718	391,823	-14,031	-33.6%	-200,050	-33.8%
大垣広域水道圏	30,041	370,147	19,580	252,791	-10,461	-34.8%	-117,356	-31.7%
岐阜東部広域水道圏	59,916	1,190,129	38,511	763,425	-21,405	-35.7%	-426,704	-35.9%
飛騨広域水道圏	28,044	462,071	15,746	258,663	-12,298	-43.9%	-203,408	-44.0%
計	159,750	2,614,220	101,555	1,666,702	-58,195	-36.4%	-947,518	-36.2%

### □合計

部会	2016年度(平成28年度) 決算額		2045年度(平成57年度) 推計		比較			
	給水人口 (人) A	給水収益 (千円) B	給水人口 (人) C	給水収益 (千円) D	給水人口 (人) E=C-A	E/A	給水収益 (千円) F=D-B	F/B
岐阜広域水道圏	878,360	11,908,587	690,169	9,734,789	-188,191	-21.4%	-2,173,798	-18.3%
大垣広域水道圏	363,795	4,469,804	262,013	3,372,292	-101,782	-28.0%	-1,097,512	-24.6%
岐阜東部広域水道圏	562,422	11,811,603	425,808	9,493,326	-136,614	-24.3%	-2,318,277	-19.6%
飛騨広域水道圏	147,623	2,738,123	95,024	2,019,144	-52,599	-35.6%	-718,979	-26.3%
計	1,952,200	30,928,117	1,473,014	24,619,551	-479,186	-24.5%	-6,308,566	-20.4%

岐阜県計

■ 上水道事業・給水収益(推計)

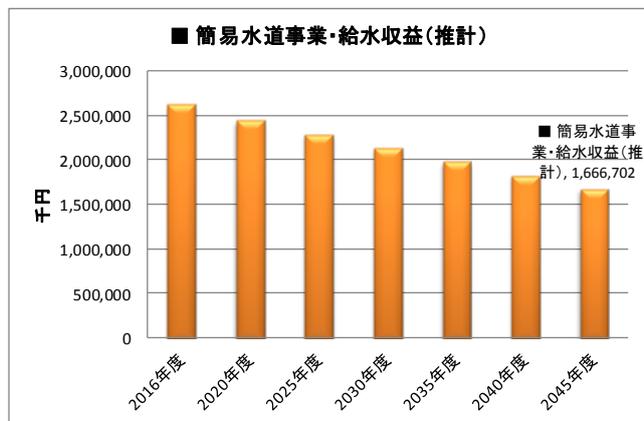
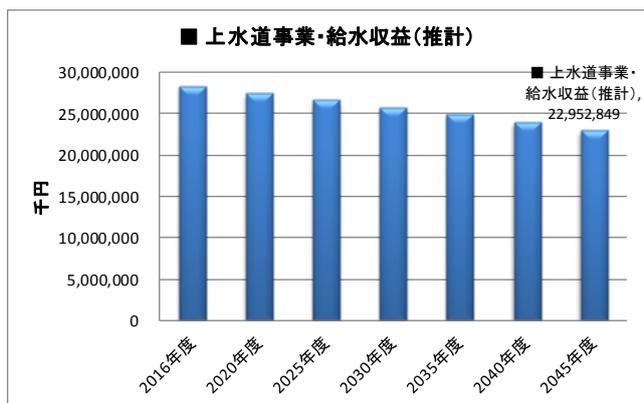
	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	2,042,028	1,792,450	28,313,897
2020年度	1,958,587	1,721,562	27,396,181
2025年度	1,888,375	1,662,448	26,638,015
2030年度	1,809,667	1,595,421	25,786,345
2035年度	1,725,316	1,523,073	24,870,439
2040年度	1,637,316	1,447,348	23,912,045
2045年度	1,549,177	1,371,459	22,952,849

2016年度比  
減収額 -18.9%  
5,361,048 千円

■ 簡易水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	781,532	159,750	2,614,220
2020年度	746,063	148,717	2,435,409
2025年度	715,482	139,261	2,280,801
2030年度	682,352	129,783	2,126,229
2035年度	647,415	120,364	1,972,899
2040年度	610,943	110,893	1,818,814
2045年度	574,261	101,555	1,666,702

2016年度比  
減収額 -36.2%  
947,518 千円



※2016年度のデータは平成28年度地方公営企業決算状況調査による決算額

## 岐阜広域水道圏

### ■ 上水道事業・給水収益(推計)

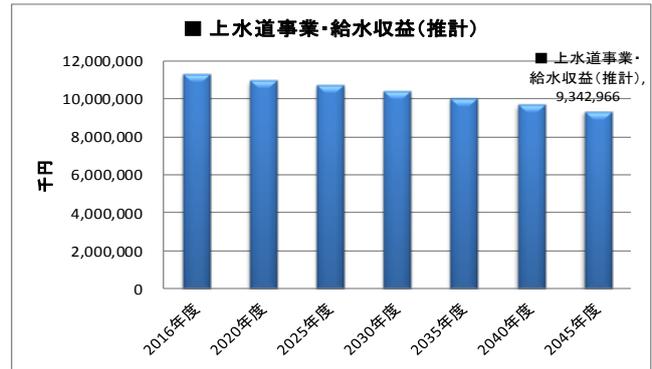
	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	965,070	836,611	11,316,714
2020年度	930,830	808,025	10,982,557
2025年度	902,848	784,589	10,713,573
2030年度	870,067	756,785	10,398,818
2035年度	834,411	726,399	10,057,371
2040年度	797,059	694,543	9,700,857
2045年度	759,372	662,451	9,342,966

2016年度比  
減収額 -17.4%  
1,973,748 千円

### ■ 簡易水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	323,221	41,749	591,873
2020年度	311,465	38,925	551,527
2025年度	301,109	36,811	521,241
2030年度	289,083	34,660	490,528
2035年度	275,719	32,433	458,818
2040年度	261,179	30,098	425,655
2045年度	246,281	27,718	391,823

2016年度比  
減収額 -33.8%  
200,050 千円



※2016年度のデータは平成28年度地方公営企業決算状況調査による決算額

## 大垣広域水道圏

### ■ 上水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	376,780	333,754	4,099,657
2020年度	358,365	317,784	3,927,417
2025年度	342,380	303,977	3,777,555
2030年度	325,250	289,110	3,617,558
2035年度	307,486	273,638	3,451,833
2040年度	289,479	257,934	3,284,242
2045年度	271,742	242,433	3,119,501

2016年度比  
減収額 -23.9%  
980,156 千円

### ■ 簡易水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	265,956	30,041	370,147
2020年度	254,011	28,077	349,220
2025年度	244,337	26,398	330,569
2030年度	233,835	24,679	311,204
2035年度	222,820	22,953	291,607
2040年度	211,534	21,236	271,928
2045年度	200,302	19,580	252,791

2016年度比  
減収額 -31.7%  
117,356 千円



※2016年度のデータは平成28年度地方公営企業決算状況調査による決算額

## 岐阜東部広域水道圏

### ■ 上水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	552,501	502,506	10,621,474
2020年度	530,271	482,734	10,294,079
2025年度	512,863	467,532	10,040,161
2030年度	492,993	449,933	9,749,740
2035年度	471,013	430,293	9,428,618
2040年度	447,300	409,001	9,082,192
2045年度	423,152	387,297	8,729,901

2016年度比  
減収額 -17.8%  
1,891,573 千円

### ■ 簡易水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	157,270	59,916	1,190,129
2020年度	148,015	55,681	1,105,685
2025年度	140,141	52,148	1,035,285
2030年度	132,232	48,686	966,283
2035年度	124,270	45,286	898,451
2040年度	116,155	41,881	830,561
2045年度	108,033	38,511	763,425

2016年度比  
減収額 -35.9%  
426,704 千円



※2016年度のデータは平成28年度地方公営企業決算状況調査による決算額

## 飛騨広域水道圏

### ■ 上水道事業・給水収益(推計)

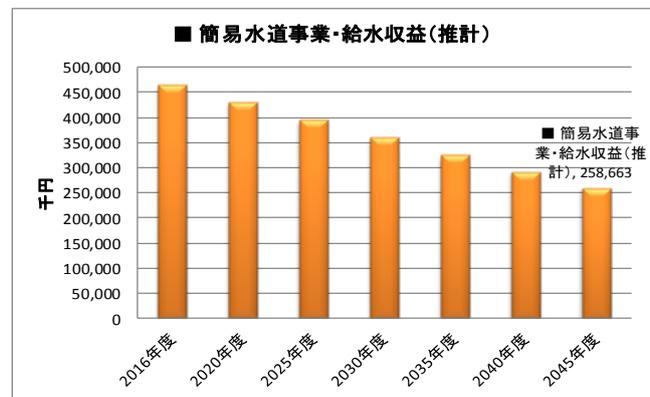
	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	147,677	119,579	2,276,052
2020年度	139,121	113,019	2,192,127
2025年度	130,284	106,350	2,106,727
2030年度	121,357	99,593	2,020,229
2035年度	112,406	92,743	1,932,617
2040年度	103,478	85,870	1,844,754
2045年度	94,911	79,278	1,760,481

2016年度比  
減収額 -22.7%  
515,571 千円

### ■ 簡易水道事業・給水収益(推計)

	推計人口 (人)	給水人口 (人)	給水収益 千円
2016年度	35,085	28,044	462,071
2020年度	32,572	26,034	428,975
2025年度	29,895	23,904	393,706
2030年度	27,202	21,758	358,214
2035年度	24,606	19,692	324,023
2040年度	22,075	17,678	290,670
2045年度	19,645	15,746	258,663

2016年度比  
減収額 -44.0%  
203,408 千円



※2016年度のデータは平成28年度地方公営企業決算状況調査による決算額

## ■更新需要シミュレーション

### □手法

#### ○基礎数値の収集

- ・平成 30 年 1 月 30 日付け総務省自治財政局公営企業経営室からの照会『『水道行政のあり方に関する研究会』における検討のための調査（照会）」中、様式 4「資産の状況等」を基礎数値として活用する。
- ・各事業者が実施する上水道事業、簡易水道事業において、現在稼働している資産を管路・土木・建築・設備の 4 つに分類し、それぞれの建設改良費を取得年度別に収集する。
- ・建設改良費の実数値の計上が困難な場合等は、地方公営企業決算状況調査の数値を用いるなど、推計により計上する。
- ・平成 30 年 5 月 22 日付け岐阜県水道事業広域連携研究会会長（岐阜県健康福祉部業務水道課長）からの照会「水道事業における資産の状況等の調査について（照会）」のとおり。

#### ○資産の健全度の算出

- ・収集した基礎数値を元に、国土交通省の建設工事費デフレーター（上・工業用水道）を使用することにより物価変動の影響を除去し、現在価値に換算する。
  - ・4 つの分類（管路・土木・建築・設備）ごとに「耐用年数」「実使用年数」を定める。
  - ・「耐用年数」の 1.5 倍で更新を行った場合の資産の健全度を、健全資産、経年化資産、老朽化資産に分類する。
- ※ 「耐用年数」「実使用年数」については、「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル ver. 2. 0」（平成 26 年 4 月厚生労働省健康局水道課）参考資料 7「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参考に設定。

	土木	建築	設備	管路
耐用年数	60	50	15	40
実使用年数	73	70	25	40

また、「健全資産、経年化資産、老朽化資産」の分類については、下表のとおり。

区分	「簡易支援ツール」手引きの定義	研究会の設定
健全資産	法定耐用年数を超過していない資産で、継続使用が可能と考えられる資産をいう。	経過年数が耐用年数以内の資産額
経年化資産	健全化資産と老朽化資産の中間段階で、法定耐用年数を超過し、更新時期に来ている資産をいう。ただし、資産の健全度（劣化状況）や重要度によっては、継続使用することもできる。	経過年数が耐用年数の 1. 0～1. 5 倍の資産額
老朽化資産	法定耐用年数を超えてから一定の期間を経過し、事故・故障等を未然に防止するためには、速やかに更新すべき資産をいう。	経過年数が耐用年数の 1. 5 倍を超えた資産額

## ○更新需要の算出

- ・4つの分類（管路・土木・建築・設備）ごとに、「実使用年数」を超過した資産から順次、等価値（同額の建設改良費）で更新することと仮定する。
- ・今後、5年ごとに更新需要が到来する資産（建設改良費）を積算し、100年後まで試算する。
- ・試算の単位は、以下のとおりとする。

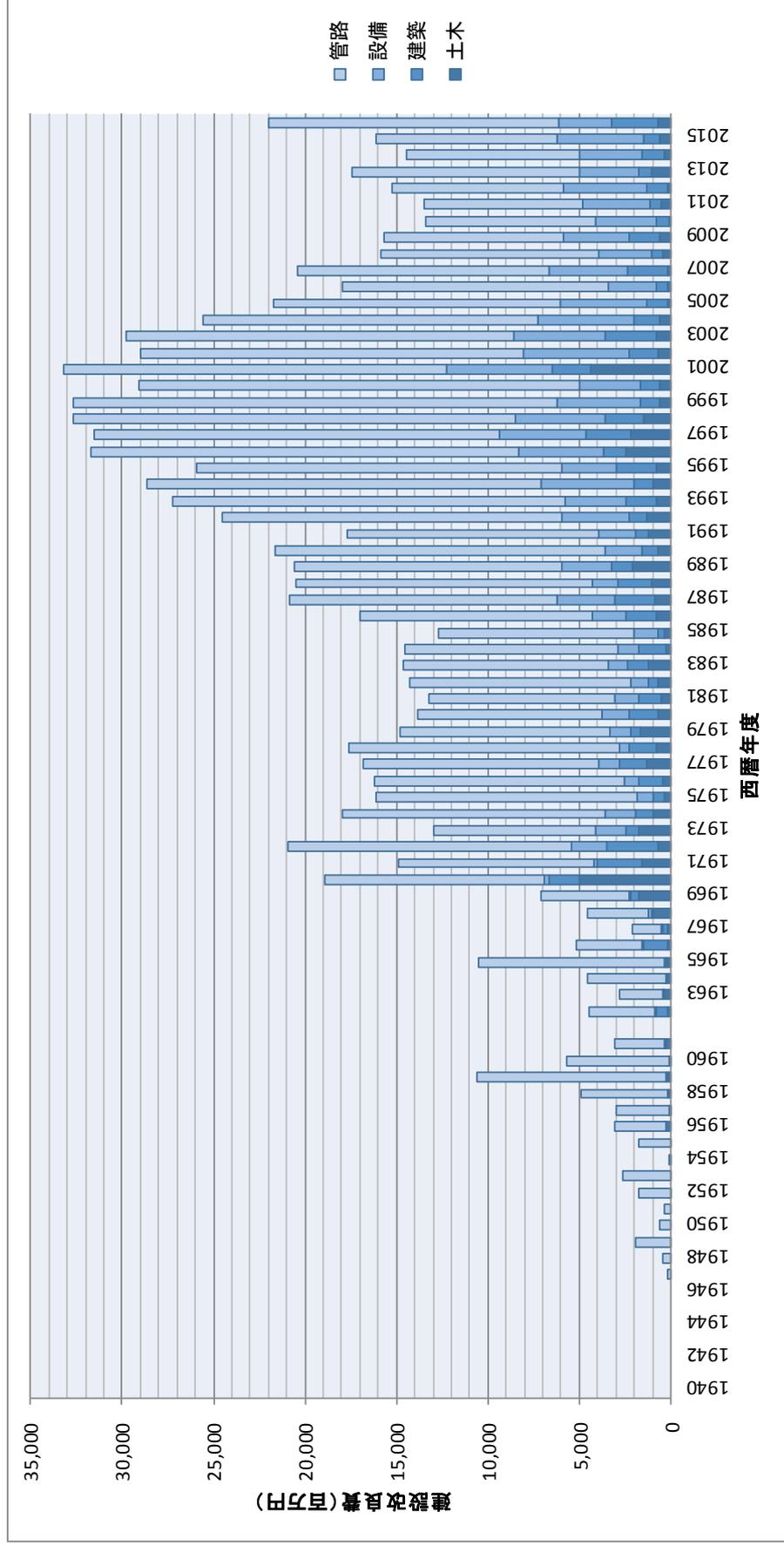
- ◇平成30年度に事業を運営している市町村の各事業別
- ◇4つの広域水道圏別（岐阜広域・大垣広域・岐阜東部広域・飛騨広域）
- ◇県計

## ○注意事項

- ・各事業者により資産の把握状況に大きな差があることから、事業者ごとに比較可能な形式でシミュレーションを行うため、建設改良費を基礎数値としている。このため、現実の資産価値とは異なる場合がある。
- ・年度別の建設改良費や資産の分類が困難な場合は、何らかの手法により推計されているため、現実の資産価値とは異なる場合がある。
- ・資産の分類別の「実使用年数」についてはあくまで設定例であり、それぞれの実情により更新時期は異なる。そのため、実際の更新需要を算出する場合は、施設の重要度、劣化状況、維持管理状況、管路の種類・布設環境等を踏まえた設定により、詳細な検討が必要となる。

原計

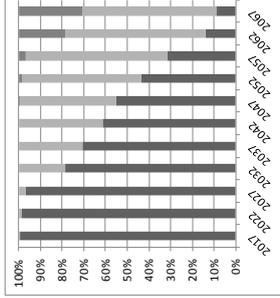
取得年度別帳簿原価(建設改良費を現在価値に換算)



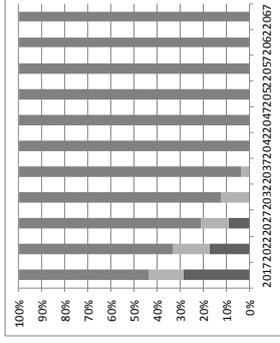
累計

■資産の健全度(更新を行わない場合)

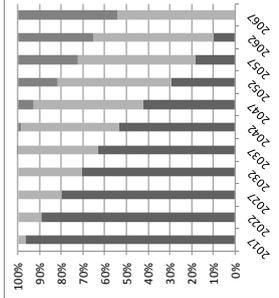
土木(耐用年数:60年)



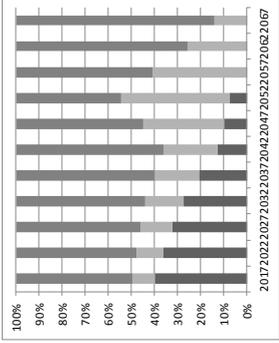
設備(耐用年数:15年)



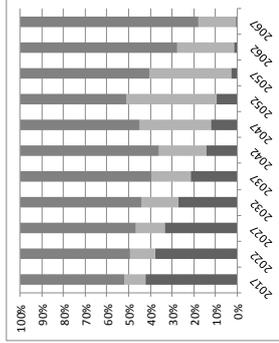
建築(耐用年数:50年)



管線(耐用年数:40年)



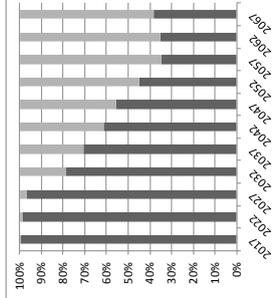
合計



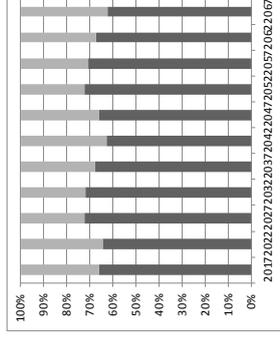
累計

■資産の健全度(耐用年数の1.5倍で更新を行った場合)

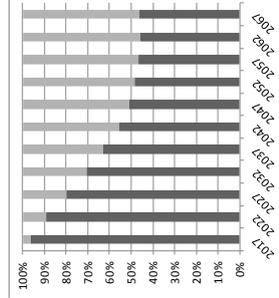
土木(耐用年数:60年)



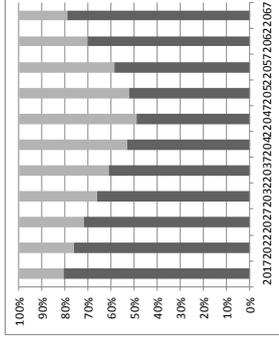
設備(耐用年数:15年)



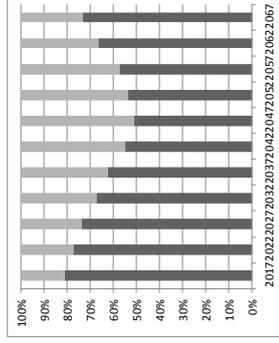
建築(耐用年数:50年)



管線(耐用年数:40年)

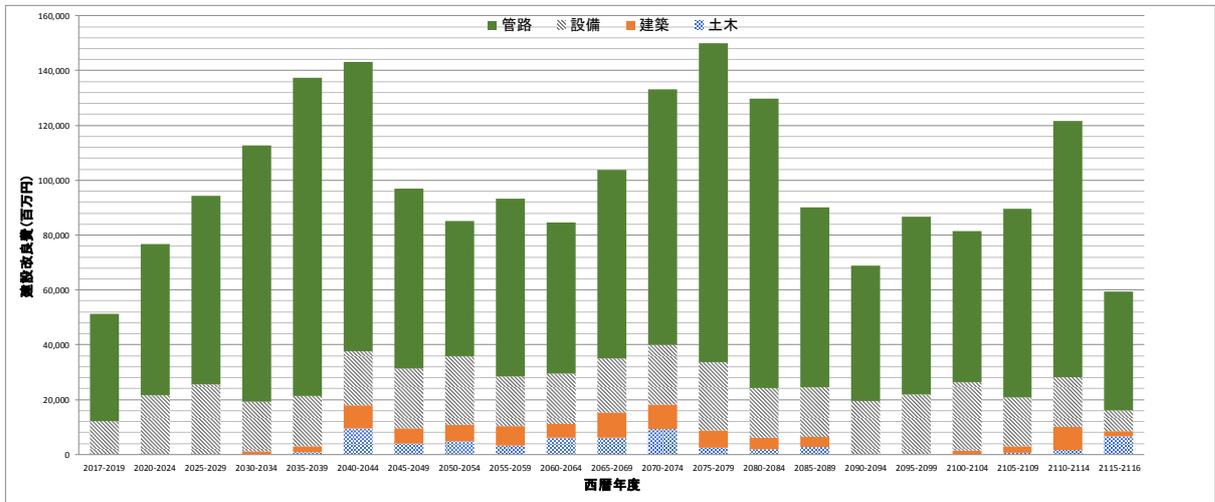


合計



県計

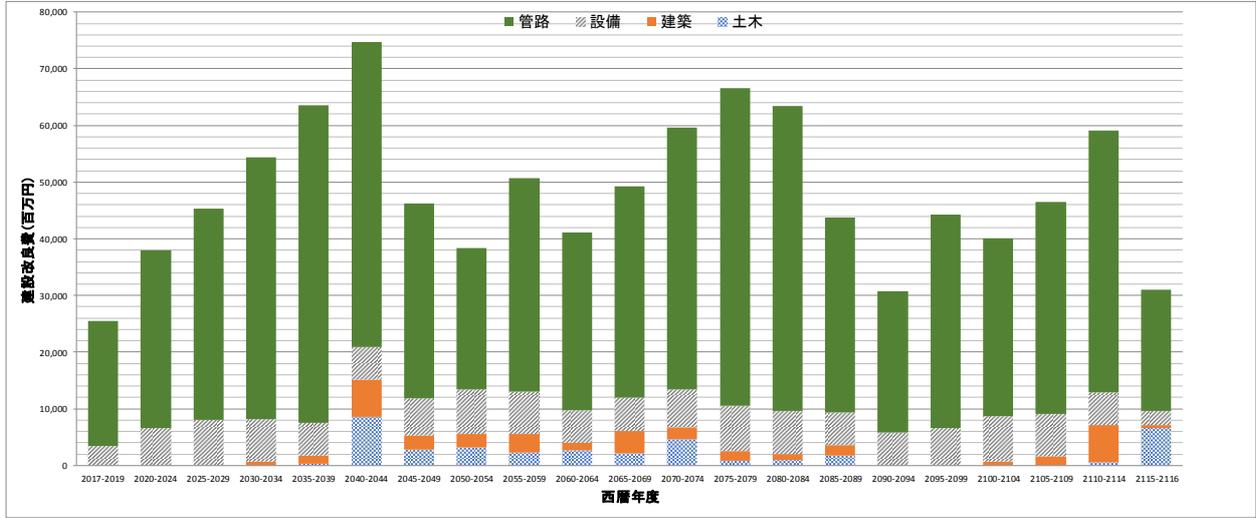
■ 更新需要(推計) 上水道事業・簡易水道事業の合計



建設改良費		百万円																			
	2017-2019	2020-2024	2025-2029	2030-2034	2035-2039	2040-2044	2045-2049	2050-2054	2055-2059	2060-2064	2065-2069	2070-2074	2075-2079	2080-2084	2085-2089	2090-2094	2095-2099	2100-2104	2105-2109	2110-2114	2115-2116
土木	0	0	369	414	958	9,491	4,201	4,919	3,322	6,045	6,247	9,291	2,499	1,890	2,860	0	26	467	753	1,594	6,784
建築	0	0	128	855	2,169	8,465	5,443	5,925	7,121	5,223	9,060	8,997	6,265	4,306	3,478	0	128	855	2,169	8,465	1,848
設備	12,152	21,741	25,053	18,073	18,244	19,680	21,741	25,053	18,073	18,244	19,680	21,741	25,053	18,073	18,244	19,680	21,741	25,053	18,073	18,244	7,528
管路	39,048	55,058	68,721	93,294	116,176	105,525	65,645	49,224	64,898	55,058	68,721	93,294	116,176	105,525	65,645	49,224	64,898	55,058	68,721	93,294	43,294
合計	51,200	76,799	94,271	112,636	137,547	143,161	97,030	85,121	93,414	84,570	103,708	133,323	149,993	129,794	90,227	68,904	86,793	81,433	89,716	121,597	59,454

岐阜広域水道圏

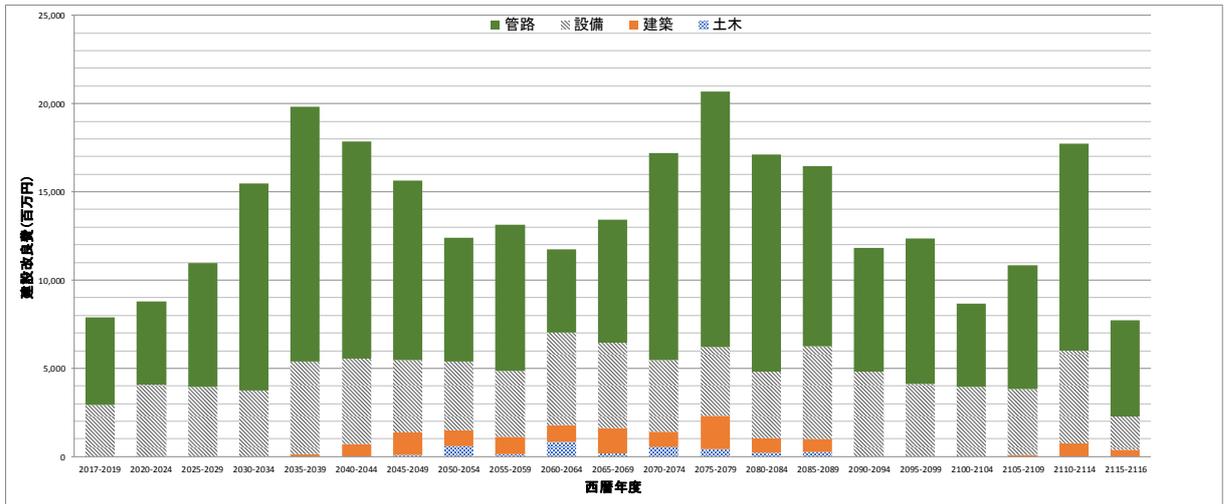
■ 更新需要(推計) 上水道事業・簡易水道事業の合計



建設改良費																	百万円				
	2017-2019	2020-2024	2025-2029	2030-2034	2035-2039	2040-2044	2045-2049	2050-2054	2055-2059	2060-2064	2065-2069	2070-2074	2075-2079	2080-2084	2085-2089	2090-2094	2095-2099	2100-2104	2105-2109	2110-2114	2115-2116
土木	0	0	67	44	323	8,552	2,887	3,181	2,322	2,708	2,156	4,713	865	1,020	1,790	0	0	82	197	606	6,590
建築	0	0	28	644	1,471	6,560	2,371	2,349	3,224	1,274	3,976	2,102	1,732	1,083	1,816	0	28	644	1,471	6,560	621
設備	3,450	6,627	7,981	7,522	5,779	5,841	6,627	7,981	7,522	5,779	5,841	6,627	7,981	7,522	5,779	5,841	6,627	7,981	7,522	5,779	2,391
管路	22,130	31,346	37,338	46,242	55,983	53,853	34,373	24,883	37,664	31,346	37,338	46,242	55,983	53,853	34,373	24,883	37,664	31,346	37,338	46,242	21,502
合計	25,580	37,973	45,414	54,452	63,556	74,806	46,258	38,394	50,732	41,107	49,311	59,684	66,561	63,478	43,758	30,724	44,319	40,053	46,528	59,187	31,104

大垣広域水道圏

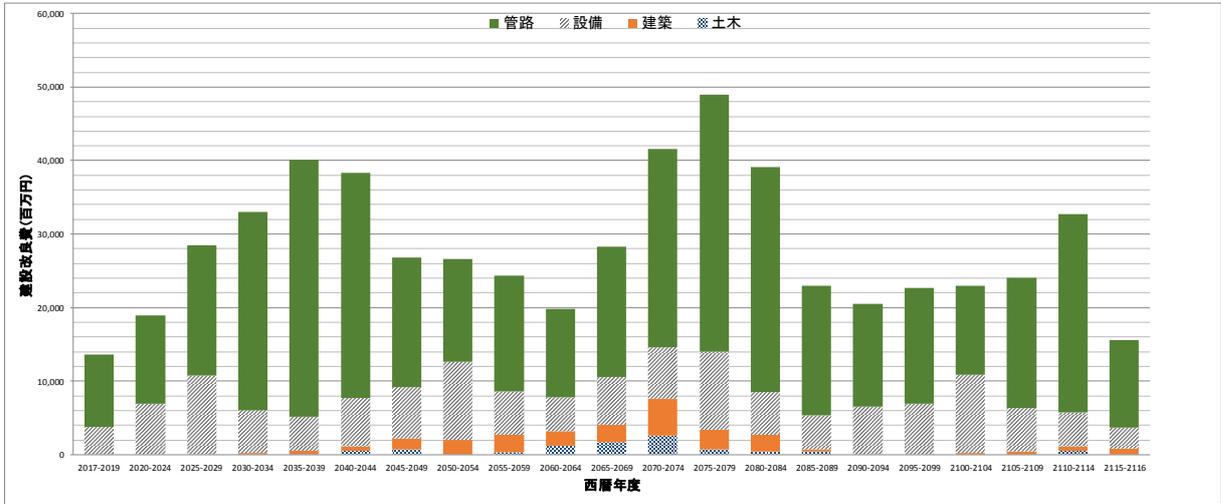
■ 更新需要(推計) 上水道事業・簡易水道事業の合計



建設改良費																	百万円				
	2017-2019	2020-2024	2025-2029	2030-2034	2035-2039	2040-2044	2045-2049	2050-2054	2055-2059	2060-2064	2065-2069	2070-2074	2075-2079	2080-2084	2085-2089	2090-2094	2095-2099	2100-2104	2105-2109	2110-2114	2115-2116
土木	0	0	0	2	48	13	106	592	150	824	172	540	419	230	263	0	0	2	14	47	0
建築	0	0	34	20	80	711	1,279	886	979	973	1,450	865	1,889	833	759	0	34	20	80	711	392
設備	2,937	4,079	3,927	3,746	5,253	4,821	4,079	3,927	3,746	5,253	4,821	4,079	3,927	3,746	5,253	4,821	4,079	3,927	3,746	5,253	1,884
管路	4,959	4,712	6,996	11,711	14,460	12,330	10,197	6,994	8,264	4,712	6,996	11,711	14,460	12,330	10,197	6,994	8,264	4,712	6,996	11,711	5,454
合計	7,896	8,791	10,957	15,479	19,841	17,875	15,661	12,399	13,139	11,762	13,439	17,195	20,695	17,139	16,472	11,815	12,377	8,661	10,836	17,722	7,730

岐阜東部広域水道圏

■ 更新需要(推計) 上水道事業・簡易水道事業の合計



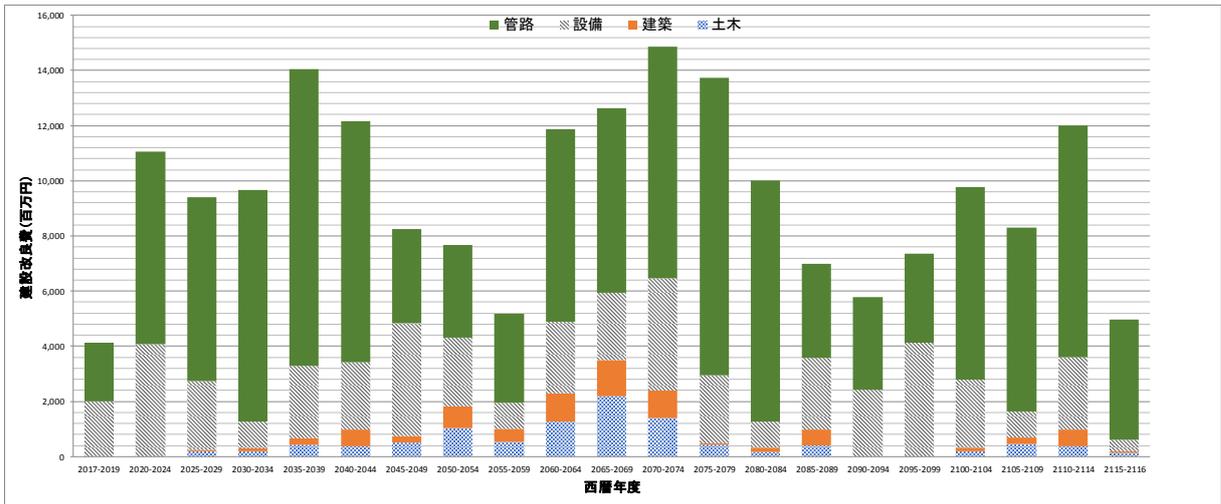
建設改良費

百万円

	2017-2019	2020-2024	2025-2029	2030-2034	2035-2039	2040-2044	2045-2049	2050-2054	2055-2059	2060-2064	2065-2069	2070-2074	2075-2079	2080-2084	2085-2089	2090-2094	2095-2099	2100-2104	2105-2109	2110-2114	2115-2116
土木	0	0	95	175	148	554	704	111	302	1,234	1,735	2,642	774	475	403	0	17	185	96	565	60
建築	0	0	22	69	379	577	1,543	1,897	2,455	1,965	2,307	5,032	2,610	2,217	317	0	22	69	379	577	783
設備	3,765	6,946	10,667	5,857	4,609	6,580	6,946	10,667	5,857	4,609	6,580	6,946	10,667	5,857	4,609	6,580	6,946	10,667	5,857	4,609	2,815
管路	9,830	12,023	17,705	26,938	34,960	30,613	17,669	13,984	15,744	12,023	17,705	26,938	34,960	30,613	17,669	13,984	15,744	12,023	17,705	26,938	11,992
合計	13,595	18,969	28,489	33,039	40,096	38,324	26,862	26,659	24,358	18,831	28,327	41,558	49,011	39,182	22,988	20,564	22,729	22,944	24,037	32,689	15,650

飛騨広域水道圏

■ 更新需要(推計) 上水道事業・簡易水道事業の合計



建設改良費

百万円

	2017-2019	2020-2024	2025-2029	2030-2034	2035-2039	2040-2044	2045-2049	2050-2054	2055-2059	2060-2064	2065-2069	2070-2074	2075-2079	2080-2084	2085-2089	2090-2094	2095-2099	2100-2104	2105-2109	2110-2114	2115-2116
土木	0	0	208	194	440	372	503	1,034	546	1,279	2,182	1,396	442	165	403	0	9	199	448	377	133
建築	0	0	43	120	240	618	253	793	463	1,011	1,328	997	38	171	587	0	43	120	240	618	54
設備	2,000	4,087	2,480	947	2,603	2,438	4,087	2,480	947	2,603	2,438	4,087	2,480	947	2,603	2,438	4,087	2,480	947	2,603	438
管路	2,128	6,978	6,682	8,403	10,773	8,727	3,407	3,363	3,227	6,978	6,682	8,403	10,773	8,727	3,407	3,363	3,227	6,978	6,682	8,403	4,346
合計	4,128	11,065	9,413	9,664	14,056	12,155	8,250	7,670	5,183	11,871	12,630	14,883	13,733	10,010	7,000	5,801	7,366	9,777	8,317	12,001	4,971

## 5-4 各種経営指標

(平成 28 年度地方公営企業決算状況調査から抜粋)

### ■経営指標(上水道事業)

項目 団体名	有収率 (%)	施設 利用率 (%)	給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	流動比率 (%)	企業債残高 対給水収益 比率 (%)	料金 回収率 (%)	経常収支 比率 (%)	累積欠損金 率 (%)	有形固定 資産減価 償却率 (%)	管路経年 化率 (%)	管路 更新率 (%)
岐阜市 1	74.8	53.3	111.62	125.2	638.0	120.2	120.4	0.0	47.80	16.75	0.81
関市 1	66.1	80.6	97.24	447.5	269.1	117.5	118.9	0.0	50.94	15.87	0.84
美濃市 1	74.5	50.6	121.61	189.5	578.6	115.1	119.6	0.0	46.95	12.10	0.02
羽島市 1	81.7	39.8	60.39	564.8	84.8	131.1	135.1	0.0	41.19	22.72	1.16
各務原市 1	89.8	57.2	119.42	240.2	112.8	114.0	121.9	0.0	49.07	15.87	1.29
山県市 1	73.2	71.4	118.28	361.2	639.3	105.7	109.7	0.0	31.89	0.75	1.31
瑞穂市 1	77.7	67.9	78.49	407.3	137.2	124.6	124.5	0.0	45.08	4.32	0.62
本巣市 1	76.2	68.7	195.07	228.1	1,720.7	52.6	108.6	0.0	31.02	2.52	0.75
郡上市 1	84.5	67.7	123.76	1,229.6	500.0	108.6	126.6	0.0	48.30	0.00	0.00
岐南町 1	79.7	61.7	68.38	1,743.9	33.4	126.8	128.7	0.0	53.11	31.47	0.26
笠松町 1	85.3	25.0	68.22	613.8	233.0	118.7	130.7	0.0	46.62	7.85	1.39
北方町 1	61.7	74.5	63.13	995.7	109.3	129.4	130.6	0.0	65.75	4.08	0.17
大垣市 2	80.5	54.3	99.44	317.6	309.8	114.3	122.3	0.0	42.93	10.11	0.72
海津市 2	81.1	48.0	158.37	221.5	525.6	93.7	105.3	0.0	47.93	0.00	0.23
養老町 2	78.0	59.7	148.41	380.2	479.2	108.8	108.4	0.0	45.64	0.00	0.43
垂井町 2	92.6	55.2	93.02	257.6	815.6	99.4	101.2	0.0	43.24	7.92	0.56
関ヶ原町 2	74.1	65.9	199.50	708.3	388.1	95.1	97.2	0.0	56.01	29.15	0.69
神戸町 2	80.0	52.4	71.61	981.0	0.9	117.0	118.1	0.0	53.80	24.24	0.79
輪之内町 2	90.2	16.3	61.70	1,430.8	353.5	142.7	138.3	0.0	40.61	0.00	0.48
安八町 2	76.6	73.8	74.05	1,628.6	398.6	147.0	146.9	0.0	53.76	41.69	0.00
揖斐川町 2	54.6	70.3	168.59	396.5	1,832.4	47.2	105.6	829.4	44.16	8.34	0.63
大野町 2	70.7	60.0	103.56	621.6	441.1	109.2	110.2	0.0	49.84	18.00	0.79
池田町 2	81.4	45.4	250.04	482.3	425.5	82.8	122.8	0.0	72.39	0.00	0.00
多治見市 3	90.1	61.1	166.71	363.0	20.8	108.2	109.9	0.0	42.77	15.53	1.16
中津川市 3	83.4	66.7	155.38	285.1	63.1	125.3	121.5	0.0	46.75	10.92	1.31
瑞浪市 3	87.0	53.8	229.33	263.2	320.5	95.6	99.5	3.9	38.90	6.05	0.40
恵那市 3	86.2	79.3	170.82	1,310.6	144.1	124.0	125.3	0.0	51.14	17.96	0.26
美濃加茂市 3	89.0	73.9	163.82	684.5	102.6	121.5	119.3	0.0	40.60	3.00	0.71
土岐市 3	90.1	45.5	218.54	161.1	242.2	109.3	115.4	0.0	47.84	7.52	0.93
可児市 3	92.9	58.9	159.83	338.5	19.1	116.1	117.6	0.0	45.87	10.22	1.16
坂祝町 3	89.3	56.9	186.10	1,990.8	10.8	112.1	116.9	0.0	54.46	60.46	0.67
富加町 3	90.7	45.4	181.74	452.1	64.1	100.6	107.8	0.0	47.26	17.58	1.64
川辺町 3	90.7	49.5	185.88	607.1	120.0	103.9	103.3	0.0	50.66	18.37	0.30
八百津町 3	91.1	48.8	214.06	1,142.7	357.5	111.4	111.1	0.0	37.18	3.39	0.09
御嵩町 3	93.5	82.8	196.92	245.4	45.6	112.7	112.5	0.0	43.53	5.62	0.50
高山市 4	82.2	50.6	145.38	336.2	416.8	109.2	120.5	0.0	51.50	9.30	0.43
飛騨市 4	77.6	75.0	110.94	1,210.8	286.2	125.7	120.9	0.0	28.14	6.39	0.05
下呂市 4	75.8	68.4	130.49	1,033.8	396.1	100.7	101.3	0.0	42.58	0.91	0.00
市計	80.7	57.1	130.61	302.4	315.7	112.8	117.8	0.1	45.63	11.34	0.79
町村計	79.5	49.6	118.53	598.2	326.4	106.9	114.0	23.2	48.57	14.05	0.53
合計	80.5	55.9	128.93	339.3	317.0	112.0	117.3	3.0	46.04	11.78	0.75
※単純平均											
市計	77.8	57.8	109.54	641.4	483.8	110.9	119.9	39.5	46.94	12.18	0.63
町村計	86.0	60.1	174.68	678.2	204.5	109.9	113.9	0.2	46.55	12.43	0.61
合計	81.4	58.9	138.68	657.8	358.8	110.5	117.2	21.9	46.77	12.29	0.62
※単純平均											
岐阜 広域水道圏	77.1	59.9	102.13	595.6	421.3	113.7	122.9	0.0	46.48	11.19	0.72
大垣 広域水道圏	78.2	54.7	129.85	675.1	542.8	105.2	116.0	75.4	50.03	12.68	0.48
岐阜東部 広域水道圏	89.5	60.2	185.76	653.7	125.9	111.7	113.3	0.3	45.58	14.72	0.76
飛騨 広域水道圏	78.5	64.7	128.94	860.3	366.4	111.9	114.2	0.0	40.74	5.53	0.16
全国平均	90.2	59.9	163.27	262.9	270.9	105.6	114.4	0.79	47.91	15.00	0.76

## ■経営指標(簡易水道)

項目 団体名	施 設 利 用 率 ( % )	有 収 率 ( % )	給 水 原 価 ( 円 )	料 金 回 収 率 ( % )	収 益 的 収 支 比 率 ( % )	企 業 債 残 高 対 給 水 収 益 比 率 ( % )	管 路 更 新 率 ( % )
大 垣 市	58.0	78.9	144.16	96.9	106.2	1,136.5	0.19%
関 市 ※	67.5	70.4	340.86	34.6	45.9	3,150.1	0.12%
中 津 川 市 ※	76.9	64.4	229.91	81.4	90.9	582.6	0.30%
美 濃 市 ※	81.7	62.0	238.30	54.2	59.0	643.6	0.11%
羽 島 市	4.0	100.0	73.66	116.4	116.4	0.0	0.00%
恵 那 市 ※	67.3	78.6	309.49	63.7	86.5	1,362.9	0.02%
山 県 市	61.4	82.9	229.16	58.1	81.4	1,476.6	0.00%
郡 上 市 ※	62.6	81.9	290.94	49.6	64.6	2,104.4	0.98%
下 呂 市	66.3	69.1	213.66	72.5	82.2	833.1	0.00%
養 老 町	52.6	42.6	41.64	224.4	224.9	0.0	0.00%
垂 井 町	67.9	94.9	81.24	118.7	118.5	0.0	0.00%
揖 斐 川 町	57.0	74.9	211.05	42.6	70.7	1,295.8	0.38%
池 田 町 ※	99.0	74.3	167.84	109.6	133.0	44.4	0.00%
七 宗 町	67.2	73.1	331.91	69.4	78.7	680.4	0.21%
八 百 津 町 ※	48.1	78.5	448.55	57.5	97.3	1,054.8	0.42%
白 川 町	56.9	77.4	468.71	42.7	64.6	2,010.9	0.00%
東 白 川 村	62.6	80.2	865.67	28.9	71.1	2,546.8	0.03%
白 川 村	100.0	33.2	275.34	27.6	60.7	1,080.4	0.00%
瑞 穂 市 神 戸 町 水 道 組 合	50.6	81.4	114.01	91.2	108.1	509.7	0.00%
市 計	66.2	72.6			76.7	1,274.3	0.34%
町 村 計	66.1	68.6			79.5	1,083.5	0.14%
組 合 計	50.6	81.4			108.1	509.7	0.00%
県 計	66.1	71.5			77.5	1,225.0	0.29%
※単純平均							
市 計	60.6	76.5	230.0	69.7	81.5	1,254.4	0.19%
町 村 計	67.9	69.9	321.3	80.2	102.2	968.2	0.12%
組 合 計	50.6	81.4	114.0	91.2	108.1	509.7	0.00%
合 計	63.6	73.6	267.2	75.8	92.7	1,079.6	0.15%
全国平均	56.3	74.9	314.8	53.06	76.8	1,280.8	0.59%

※印は平成29年度までに上水道事業と統合されている事業

岐阜県水道事業広域連携研究会

会 長 岐阜県健康福祉部薬務水道課長

副会長 岐阜県清流の国推進部市町村課長

委 員 岐阜県及び県内各市町村の水道事業担当課長